

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」(第1回)

平成25年9月9日(月)
16時00分～
証券保管振替機構 会議ホール

次 第

1. 新日銀ネット稼動開始に伴う市場慣行の整備に関する検討について
2. 新日銀ネット稼動に向けた市場慣行等の検討スケジュールについて
3. その他

以 上

資料 1

新日銀ネット稼働開始に伴う市場慣行の整備に関する検討事項アンケート回答結果及び今後の対応方針について

平成 25 年 9 月 9 日

1. 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」関係

(1) 市場慣行の見直しに関する検討事項

検討事項	検討事項	内 容
1	国債DVPの決済方式の見直しに伴うデータ入力方法等について ・ P. 4 「3. 決済日における市場参加者の行動指針」 又は ・ P. 6 「5. 決済円滑化に係る留意事項」	・ 国債DVPの決済方式（メッセージフロー）の見直しにより、国債資金同時受渡依頼データについては、払出先参加者※又は受入先参加者※のいずれかが入力を行い、当該国債資金同時受渡依頼に係る決済指示のデータ入力については、払出先参加者又は資金払込先のいずれが先に行ってもよいこととなりますが、国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等（入力者、入力順序 等）に関し、市場慣行を整備する必要があるとお考えでしょうか。 ・ また、市場慣行を整備する場合には、どのような市場慣行とするべきであるとお考えでしょうか。 ・ 併せて、国債資金同時受渡依頼の先日付入力（受払日の前営業日の入力）の可能化に伴う、国債資金同時受渡依頼の入力タイミングに係る市場慣行の見直しの必要性についても、御意見をお聞かせください。 ※ 日本国債清算機関（JGBCC）を含む。

<主なご意見>

① 国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等に関する市場慣行の整備について

- ・ 国債資金同時受渡依頼データについては、現行どおり、国債の払出参加者が国債資金同時受渡依頼電文を送信し、受入先参加者が決済指示（資金）を送信する市場慣行とすべきとの意見が大多数であった。（意見が明確な会社 15 社中 15 社）（全銀協取りまとめ分 11 社）
- ・ なお、決済指示のタイミングについては、参加者の任意でよいとの意見があった。（2 社）

- ・ 国債資金同時受渡依頼データと決済指示データの入力タイミングを必ず分ける方向であれば、先日付入力のガイドラインの整備（入力時限の取り決め等）が必要

② 先日付入力の可能化に伴う、国債資金同時受渡依頼の入力タイミングに係る市場慣行の見直しの必要性について

- ・ 先日付入力は、任意とすべきとの意見が多かった。（6社）
- ・ なお、先日付入力のタイミングに関しては、15 時以降とする意見、あるいは、前営業日の稼働時間内又はコアタイム内(国債決済のコアタイム：9 時から 16 時 30 分まで)とする意見があった。（3社）

＜今後の対応方針＞

【事務局案】

- ・ 日本銀行が関係する取引を除き、以下のとおりとする。
- ① 国債資金同時受渡依頼データ及び決済指示のデータの入力方法等について
- ・ 原則として、参加者間の決済においては、決済日当日に国債の払出参加者側から「国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）」を送信する。次に、受入先参加者が「決済指示（資金）」を送信する。ただし、この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。
 - ・ 「国債資金同時受渡依頼」の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。
- ② 国債資金同時受渡依頼の先日付入力の可能化に伴う、国債資金同時受渡依頼の入力タイミングについて
- ・ 国債資金同時受渡依頼の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないように留意する。

検討番号	検討事項	内 容
2	カットオフ・タイム等の設定について ・ P.3「2. カットオフ・タイム等の設定」 ・ P.9「6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」	・ 新日銀ネット稼働後のコアタイム（当座勘定取引：9時～17時、国債決済：9時～16時30分）の設定時間を前提※¹とすると、カットオフ・タイムの設定※²及びリバーサル・タイムの設定※³に関する市場慣行については、現行どおりでよろしいでしょうか。 ※1 「新日銀ネットの稼働時間について」（2013年7月26日付け日本銀行公表資料）を参照 ※2 現在の市場慣行（「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」による市場慣行）では、カットオフ・タイムは、14時としている。 ※3 現在の市場慣行では、リバーサル・タイムは、14時から16時30分の間としている。このうち、16時から16時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとしている。

<主なご意見>

- ・ 国債決済のコアタイムが16：30までであれば、現状のカットオフ・タイム、リバーサル・タイムの設定に関する市場慣行は、現行どおりでよいとの意見が大多数であった。（意見が明確な会社15社中15社）（全銀協取りまとめ分8社）
- ・ ただし、国債決済期間のT＋1実現時は、見直しが必要とする意見があった。（3社）

<今後の対応方針>

【事務局案】

- ・ 国債決済のコアタイムが16時30分までであることを前提として、現行どおりの市場慣行とする。
 カットオフ・タイム：14時
 リバーサル・タイム：14時から16時30分までの間（16時から16時30分までの間は、過誤訂正等を行うものとする。）

検討番号	検討事項	内 容
3	フェイルに関するガイドラインの見直しの要否について ・ P.8「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」	・新日銀ネットの稼動に伴い、フェイルに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとお考えでしょうか。 ・また、見直しが必要であるとお考えの場合、具体的に、どのような見直しが必要であるとお考えでしょうか。

<主なご意見>

- ・フェイルに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとの意見はなかった。（見直しの必要なしとの意見 13 社）（全銀協取りまとめ分7社）

<今後の対応方針>

【事務局案】

- ・フェイルに関するガイドラインの見直しは、行わない。

検討番号	検討事項	内 容
4	ネットティングに関するガイドラインの見直しの可否について ・P.11「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」	・新日銀ネットの稼動に伴い、ネットティングに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとお考えでしょうか。 ・また、見直しが必要であるとお考えの場合、具体的に、どのような見直しが必要であるとお考えでしょうか。

<主なご意見>

- ・ネットティングに関するガイドラインの見直しを行う必要があるとの意見はなかった。（見直しの必要なしとの意見 14 社）（全銀協取りまとめ 7 社）
- ・ただし、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の記載内容については、見直しが必要（照合通知データフォーマット）との意見があった。

<今後の対応方針>

【事務局案】

- ・ネットティングに関するガイドラインの見直しは、行わない。
- ・ただし、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」（照合通知データフォーマット（項目定義書））については、見直しの検討を行う（下記 3. その他の検討事項②を参照）。

検討番号	検討事項	内 容
5	元利払対象銘柄の振替停止期間の廃止に伴う振替入力締切時刻について ・現ガイドラインには該当項目無し。	・新日銀ネットの下では、国債の振替（元利分離・統合を含む。）は、新日銀ネット稼動時間中、可能となります。ただし、元利払対象銘柄の振替入力締切時刻については、日本銀行より、元利払関係事務を円滑に進める観点から、15 時とすることが適当であるとの見解が示されております。当該振替入力の締切時刻につきましては、項番 6（利子配分先変更）の関連で、慣行が必要になる可能性があります。市場慣行を整備する場合、具体的に、どのような市場慣行が必要であるとお考えでしょうか。

<主なご意見>

- ・振替入力締切時刻は、15 時でよいとの意見があった。（5 社）。
- ・一方、正午までに振替入力を終了させる市場慣行が必要との意見もあった。（3 社）
- ・利払日前日における振替入力の締切時刻は、元利払対象銘柄とそれ以外の銘柄では異なるため、利払日前日の入力に際して、注意を喚起する必要がある。

<今後の対応方針>

- ・ 現行のリバーサル・タイムと同程度の時間を確保することを目的として、例えば、「元利金対象銘柄の振替入力については、カットオフ・タイムを正午（12 時）とし、リバーサル・タイムを正午（12 時）から 15 時までの間（14 時 30 分から 15 時までの間は過誤訂正等を行うもの）とする。」といった市場慣行も考えられる。
- ・ ただし、そのような市場慣行を採用した場合には、カットオフ・タイムが正午になることにより、元利払対象銘柄と、それ以外の銘柄を分けた運用となり、コントロールが難しくなり、結果として、混乱の原因となる可能性がある。
- ・ また、現状、リバーサル・タイムにおける訂正等は、それほど多くないことから、リバーサル・タイムが短くなった場合でも、大きな問題とはならないと考えられる。

【事務局案】

- ・ 元利払対象銘柄の振替入力については、カットオフ・タイムを 14 時とし、リバーサル・タイムについては、通常 16 時 30 分までのところ、過誤訂正等を含め、入力締切時刻である 15 時までに行うものとする。

検討番号	検討事項	内 容
6	「利子配分先変更依頼」の取扱いについて ・ P.5 「(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用」	・ 新日銀ネットにおいて新設される「利子配分先変更依頼」は、現行日銀ネットと同様に記事欄を利用することとなりますが、記事欄への入力ルールを市場慣行として定める必要があるとお考えでしょうか。 ・ また、入力するタイミング（本資料検討番号5の振替入力締切時刻※の前か後か、後の場合には何時頃までに入力を終えるか等）について、新たな市場慣行を設ける必要があると考えておりますが、具体的に、どのような市場慣行が必要であるとお考えでしょうか。 ※ 当該締切時刻の後に利子配分先変更の入力が行われる場合には、当該入力終了するまでの間、利子額は確定しないこととなる。

<主なご意見>

① 記事欄への入力ルールについて

- ・ 記事欄について、市場慣行が必要であるとする意見が5社（全銀協取りまとめ分6社）、不要であるとする意見が4社（全銀協取りまとめ分2社）、入力は必須としない（任意）という意見が2社あった。

② 入力タイミングについて

- ・ 振替入力締切時刻の前（含む同時）とすべきとの意見が6社（全銀協取りまとめ分5社）、振替入力締切時刻後とすべきとの意見が2社（全銀協取りまとめ分3社）、ルール化は馴染まないとの意見が1社あった。
- ・ 新日銀ネットでは、利子配分先変更処理（事前入力分）を「利子配分先変更」の入力受付順に処理を行うため、利子をA→B→Cと振替る場合には入力もまずA→Bの振替入力、次にB→Cの振替入力を行う必要がある。（Bが事前振替に振替可能な残高を持っている場合を除く）
例えば、JSCC等への証拠金代用等に国債を充てている場合には、事前にJSCC→各社の振替入力を行ってもらい、その後、各社が各社→顧

客の振替入力を行うという順序性が必要である。この場合、JSCC はある時間までに入力を行うといったような取り決めが必要となる。

他にも、現状において同様の利金の振替を行っている担保や証拠金代用、ファンド等で同様な問題が起こりうる。

一律のルールにするのは難しい部分があるが、ある程度、個別でもよいので取決めが必要となる。

- ・入力開始タイミングについては、当該銘柄の決済が完了次第速やかに入力するとし、残高確定まで後の処理を考慮すると、16 時までに入力を完了する扱いとすることが望ましい。
- ・「利子配分先変更依頼」の入力タイミングは、振替入力締切時刻の前/後ともに可能とした上で、「利子配分先変更終了・取消」の送信時刻は市場慣行で決めた方がよい。なお、「利子配分先変更終了・取消」送信時刻は、16 時を希望する（16 時までは、利子配分変更を受け入れてもらいたい。）。
- ・入力タイミングについては、原則としてはコアタイム中、ただし、新日銀ネット稼動時間中は入力可能とするような市場慣行を希望する。

＜今後の対応方針＞

- ・現状でも市場慣行は定められていないが、特段の不都合は生じていない。
- ・現状、当期利払口の取扱いについて、各社において個社ルールが定められているケースがあり、当該個社ルールにより一定の標準化・定着化が図られていることから、改めて、市場慣行として共通のルール化を図る必要はないと考える。
- ・「利子変更先（事前入力分）」については、順序性があるため、それを考慮せず入力を行った場合には、利子計算用残高不足が発生する可能性がある。
- ・「利子配分先変更依頼（即時分）」については、利子残高の確定を早期に行うため、「速やかに入力を行うものとする。」といった最低限の事項を市場慣行として定める。

【事務局案】

① 記事欄への入力ルール

- ・市場慣行は設けない。

② 入力タイミングについて

- ・利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。
- ・利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。

検討番号	検討事項	内 容
7	国債ＤＶＰの確認依頼事項通知機能、当座勘定（同時担保受払時決済口）が廃止されるに伴う、ガイドラインの見直しについて ・P.4～5「3. 決済日における市場参加者の行動指針」	・国債ＤＶＰの確認依頼事項通知機能や、当座勘定（同時担保受払時決済口）が廃止されることに伴い、ガイドラインの改正が必要になると考えますが、廃止に伴い、どのように見直すべきであるとお考えでしょうか。

<主なご意見>

- ・確認依頼事項通知機能の廃止については、現行ガイドライン3.(1)決済日当日の午前中の行動指針⑥を、国債同時資金受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼を受信した者は、速やかに電話等で連絡し、電文の取消入力を依頼する。（国債受渡依頼電文の受信者から電文の取消は行わない）とすることで足りるのではないかと考える。（7社）
- ・ガイドラインⅡ-3.-（3）-②の記述は削除。（3社）
- ・当座勘定（同時担保受払時決済口）の廃止については、慣行に盛り込む内容ではないかもしれないが、現行同時担保受払時決済口で決済されている国債ＤＶＰ決済が当座勘定で決済されることとなるため、当座勘定の日中残高管理が適切に管理される体制を整える必要があると考える。（2社）
- ・当座勘定（同時担保受払時決済口）については、特段ガイドラインの見直しは不要と考える。（2社）
- ・ガイドライン上の文言として「国債受渡依頼電文」「資金受渡依頼電文」等の文言が使われているが、これらの文言の修正は内容の検討の過

程で行う必要がある。

＜今後の対応方針＞

【事務局案】

- ① 確認依頼事項通知機能の廃止：現行ガイドライン 3.(1) 決済日当日の午前中の行動指針⑥を、「国債同時資金受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。」と書き改める。
- ② 同時担保受払口の廃止：ガイドラインⅡ-3.- (3) -②を削除する。
- ③ その他文言の修正：「国債受渡依頼電文」、「資金受渡依頼電文」等、現行の日銀ネットで用いられている用語については、記述内容を確認した上で、必要な字句の修正を行う。

(2) 国債系決済電文に関する検討事項

機 種	検 討 事 項	内 容
8	「取引 I D」の新設について ・ P. 5「4. 預り口等の決済の円滑化」	・ 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 電文を用いることに伴い、「取引 I D」が新設されます。当該取引 I Dに関し、何らかの市場慣行を整備する必要があると考えますが、市場慣行を整備する場合、どのような市場慣行とすべきとお考えでしょうか。 ※ 1 日本銀行の国債系オペ等（国債整理基金の国債買入を含む。）や、日本銀行が外国中央銀行等のために保護預りを行う国債の払出、共通担保の受払、個人向け国債の中途換金においては、日本銀行の定めた番号が取引 I Dとなる。 ※ 2 JGBCC 取扱い業務及び JGBCC から送信する場合は、送信者リファレンス No を取引 I Dとする仕様が提示されている。 ※ 3 短取研では、取引 ID について、以下の案が提示されている。 ① JGBCC を利用した取引については、JGBCC リファレンス No. を入力する。（例：J201307260000001） ② JGBCC 非利用の取引については、 ・ 保振のセンタリファレンス No. を入力する。（例：1201307260000001） ・ 保振のセンタリファレンス No. が無い取引や入力が困難な場合は、先頭から「ID」、「統一金融機関コード」、「取引実行日」その後任意の入力とする。（例：ID000920130726*****）」

<主なご意見>

- ・ 日本銀行のオペ等については日本銀行のルールに従う、また JGBCC との決済分については JGBCC のルールに従う。
 - ・ その他の決済に関するルールとして、
 - ① 保振照合を行い、相対ネッティングを行わないものは保振センタリファレンス No を利用する。
 - ② ①以外は「国債資金同時受渡依頼」電文の送信者の「統一金融機関コード」+任意の入力。
- ※取引 ID にはユニークキーであること以外に意味を持たせるのは好ましくない。何らかのルール化すべき情報があればまずは ISO フォーマット上のマッピング、次善の策として記事欄の利用を考えるべきではないか。（2社）
- ・ 全ての決済において取引 ID を用いることは、システムの負荷が増加することが考えられるため、日銀や JGBCC などの特定の相手先以外と

の利用においては、当事者間双方の合意に基づくこととし、運用は任意とすべきと考える。

- ・ 内容欄に記載されている※１（日銀オペ）や※２（JGBCC 取引）以外については、国債資金同時受渡依頼を送信する参加者が自由に設定でき、決済指示の送信者は受信した国債資金同時受渡依頼案内に基づき、受付番号（又は取引 ID）を特定して送信することを標準スキームとすることが望ましいと考える。（５社）

理由① 短取研より示されている保振センタレファレンスを取引 ID へ入力する案は、保振から受信するデータを、国債決済システムへ連携する開発負荷が高まる一方で、国債ネットティング後は異なる ID を設定する対応も必要になる。

理由② 保振センタレファレンスが無い取引（保振システム照合後、ネットティングを行った明細を含む）について、内容欄に記載されているような一定ルールに基づいて採番した場合でも、決済指示を取引 ID 指定で行うためには、決済当事者間で取引 ID の事前確認が必要になると考える。国債決済期間短縮を検討している状況下で、決済前の事前連絡・確認を増やす慣行は避けることが望ましいと考える。

- ・ 非 JGBCC 取引について、保振を利用しているがセンタリファレンス No. の入力が難しい先については、センタリファレンス No. の入力を強要しないルールがよい。（４社）
- ・ 非居住者決済の場合、国内のサブカストディアンは ISO20022 で想定している「取引 ID」を把握できる訳ではない。CPU 接続上「取引 ID」の入力が必須とされているが、サブカストディアンで「取引内容」が分からない場合を考慮した市場慣行とすべきと考える。
- ・ その他、短取研の案で問題ないとの意見が８社あった。

<今後の対応方針>

- ・ 短取研より示されている保振センタレファレンスを取引 ID へ入力する案は、保振から受信するデータを国債決済システムへ連携する開発が必要であり、相対ネットティングでは、保振センタレファレンスを利用できない。
- ・ また、「統一金融機関コード」、「取引実行日」は、既に他の項目に入力されており、取引 ID の中に持つ必要はない。
- ・ 国債資金同時受渡依頼を日銀ネットが受信した後は、受付番号がその決済のユニークキーとなる。

【事務局案】

- ・ 日本銀行が関係する取引では、日本銀行が定めるところに従う。
- ・ JGBCC が関係する取引では、JGBCC が定めるところに従う。
- ・ 日銀、JGBCC 以外との間における取引 I D の入力については、国債資金同時受渡依頼を送信する者の任意とする。

検討番号	検討事項	内 容
9	「取引の種類」の新設について ・ P. 5「4. 預り口等の決済の円滑化」	・ ISO20022 電文を用いることに伴い、上記「取引 I D」の他にも、「取引の種類」が新設されます。特に、CPU 接続 又は ULDL 機能（ファイルアップロード・ダウンロード機能）による入力時には、何らの値（文字列）も自動設定されないことから、入力者自らが設定する必要性が生じることとなりますが、当該取引の種類の設定に関し、何らかの市場慣行を新設する必要があるとお考えでしょうか。 ・ また、市場慣行を整備する場合、具体的に、どのような市場慣行とすべきであるとお考えでしょうか。 ※「取引の種類」については、日銀ネット端末から入力を行った場合には、日銀ネット端末の入力画面には存在しないことから、当該項目は未入力状態となるが、「TRFR（「Transfer」の略）」といった値が、自動設定により入力される。 一方、CPU 接続 又は ULDL 機能（ファイルアップロード・ダウンロード機能）による入力時には、入力者自らが設定する必要性が生じる。

<主なご意見>

- ・ 電文の送信方法は参加者ごとに異なることから、各参加者が自由に設定できることとし、市場慣行の整備は不要と考える。（9社）（全銀協取りまとめ分：必要2社、不要1社）
- ・ 端末からの入力無く「TRFR」が自動設定されるのであれば、CPU 接続、ULDL でも「TRFR」を固定設定でも問題ないのではないかと。（3社）
- ・ 非居住者決済の場合、国内のサブカस्टディアンは海外のグローバルカस्टディアンの指図通りに決済をしているだけであり、必ずしも「取引の種類」を把握している訳ではない。今後、市場慣行の議論においては、その点に配慮してもらいたい。
- ・ 「取引の種類」の分類については細分化しない方向で検討願いたい。

<今後の対応方針>

- ・ 通常は CPU 接続又は ULDL 接続を行っている接続先が、何らかの理由により端末から入力を行うような場合を想定すると、通常の送信データと端末入力データにおいて、同一の取引内容を送信する場合であっても、データの相違（「TRFR」が入力されているか否かの相違）が発生することとなり、当該項目をキーとしているような場合では、エラーを発生させる可能性がある。

【事務局案】

- ・ CPU 接続、ULDL 接続でも「TRFR」を固定設定する。

機附番号	検討事項	内 容
10	「記事欄」の取扱いの変更について ・ P. 5 「(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用」	・ 新日銀ネットにおいて、国債 D V P システムの「記事欄」のフォーマットが変更されることに伴い、記事欄に関する市場慣行（ガイドラインに記載の市場慣行）を変更する必要性が生じます。当該記事欄の取扱いの変更について、具体的にどのような取扱いとすべきであるとお考えでしょうか。

<主なご意見>

- ・ 新日銀ネット全面稼動開始に伴い、全角・漢字も利用できるようになるが、原則として半角・カタカナ・アルファベットを推奨する市場慣行としてもらいたい。（3社）
- ・ 現状において記事欄は決済の依頼者を特定すること、信託口座（ファンドコード）を特定することなどに利用されているが、ここで受け渡す情報が現状のまま（国債の受け方（依頼者）、渡し方（依頼者）等）であれば後は ISO フォーマットへのマッピングの問題となる。しかしマッピングの議論の前にまずは信託銀行の利用ニーズも含めて受け渡す情報への必要/要望が現状のままであるのかを確認したい。また、個別の運用/利用を妨げるものではないが、可能な限り標準化/ルール化を検討すべき。
- ・ これまでの数字、英字大文字、カタカナに加え、英字小文字、漢字、ひらがなも利用可能となることから、使用文字の拡大についての対応は必要と考える。また、運用についても共通の仕様で行われるべきと考える。しかしながら、利用者によっては文字変換コードの仕様が異なる等の理由から、正確に通知されないケースも考えられることを危惧している。
- ・ 日本銀行が外国中央銀行等のために行う国債 D V P 関係事務の入力方式に準じて、国債払出先（受入先）関係者 1、2 を利用して B I C コードを利用する方式で市場慣行を変更すべきと考える。
- ・ 国債払出・受入先の特定を目的とした記事欄の利用については、現行記事欄（新日銀ネットでは「記事（下記以外）」欄）ではなく、（国債払出先関係者 1-4）、（国債受入先関係者 1-4）を活用することを標準スキームとしてもらいたい。

- ・利用コードについては、メッセージの標準化の目的から極カスイフト BIC コードを利用することとしてはどうか。（居住者の預り口 DVP については、現行では統一金融機関コードや証券会社標準コードが使用されており、スイフト BIC コードを国債関係システムの属性にもたせるためには一時的な開発負荷が高まる参加者がいることも考えられるが、AML/OFAC 観点からも、日本のみで利用されているコードを標準仕様としない方向性が望ましいと考える。
- ・記事欄を使用する場合は、直接預託、売買の別や DVP・FOP 決済の別等、記載内容は全参加者揃えることにより、利用者が安易に判定できるフォーマットで利用するよう、市場慣行を整備してもらいたい。
- ・システムの制約により、改行が難しいため、改行を必須とするような市場慣行は避けてもらいたい。
- ・市場参加者間のニーズを確認する必要があるが、現状のガイドラインどおりで問題ないと思う。
- ・（非居住者取引含め）現行取扱いが維持されることが望ましい。自己口については、「取引 ID」や「取引の種類」が新設されるため、記事欄は入力しないことも可とする現行取扱いを維持してもらいたい。
- ・預り口決済で記事を使用する場合、「国債払出先関係者」及び「国債受入先関係者」の 1 から順に記事をセットすることとしたい。また、現行の「国債グロス決済に関するガイドライン」の P5(3)②（イ）は新日銀ネット後も同ルールを踏襲してもらいたい。スイフト BIC コードを使用する先は、「BIC」の欄に設定し、統一金融機関番号、証券会社等標準コード、保振照合コード等、BIC 以外のコードを使用する先は、「BIC 以外」の欄に該当のコードを設定。なお、「BA」、「SC」、「NR」の文字は、「コード設定主体」の欄に設定。
- ・「適格外国仲介業者」については、「BIC」欄に QFI の BIC コードを、「BIC 以外」欄には、BIC 以外のコードを設定。
- ・新日銀ネット稼働までの開発期間が限定的であること等を勘案し、新日銀ネット稼働時の市場慣行としては、現行の記事欄運用を継続する方向で検討願いたい（供託も含む）。また、その際の入力フィールド記入ルールも現行運用を継続する方向で検討願いたい。また、現行記事欄の運用を継続せず、関係者情報について原則として新記事欄を使用することとなった場合、決済代行者と決済代行依頼者の 2 者間代行の情報のみでも決済可能となるよう検討願いたい（3 者代行、4 者代行の入力は必須としない運用）。
- ・信託ファンドの設定について、現状の記事欄の設定と同様にファンドコードが設定されるよう、願いたい。

＜今後の対応方針＞

検討事項 11「記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について」と併せて、個別に検討を行うこととする。

※ 個別検討会において検討を進め、具体案を作成した上で、改めて、本ワーキングにお諮りすることとしたい。

検討番号	検討事項	内 容
11	記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について ・ P.5「(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用」	・ 新日銀ネット稼動後の記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について、具体的なご提案等がございましたら、ご提案の内容をお聞かせください。

<主なご意見>

- ・ 検討番号 10 の検討を受けて、記事欄以外へのマッピングも含めて検討を行いたい。
- ・ 従来通りの「譲受人」、「譲渡人」、自由欄の使い分けを行うのが望ましいと言えるが、文字数などは見直してもよいと思う（現時点で具体案はない）。
- ・ 国債払出先（受入先）関係者 1 が直接参加者で、国債払出先（受入先）関係者 2 が間接参加者とすることでどうか。※
- ・ 現行の記事欄運用を継続いただける場合は、フォーマット設定も現行仕様を維持してもらいたい。
- ・ 国債の決済代行として、決済代行委託者の記事を以下のように設定したい。
 ① 委託者が国債払出の時は、「払出先関係者 1」に設定、②委託者が国債受入の時は、「受入先関係者 1」に設定
- ・ 記事内に現状と同様な設定を行う。又は、新設される「口座情報」にファンドコードの設定を行う等の対応になるものと思料する。

※ 事務局注記

国債払出先（受入先）関係者 1 は、ISO20022 メッセージの「Party2」に該当します（「新日銀ネットの入出力イメージ・コード等の詳細について」の資料 16-3 の図 1、「新日銀ネットの入出力電文と ISO20022 メッセージの対応関係表（2013 年 3 月時点）について」などをご覧ください）。したがって、この項目に直接参加者を設定することは、ISO20022 のルール上は想定されていません。

＜今後の対応方針＞

検討事項 10「『記事欄』の取扱いの変更について」と併せて、個別に検討を行うこととする。

※ 個別検討会において検討を進め、具体案を作成した上で、改めて、本ワーキングにお諮りすることとしたい。

(3) その他の事項

議題	検討事項	内 容
12	「記事欄」の取扱いに関する F O P 決済への適用について [・ P. 5 欄外注記「(注 3)」]	・ 上記の国債 D V P 決済における記事欄の取扱いに関する市場慣行については、国債 F O P (口座振替) 決済にも適用することができる旨をガイドラインに明記したいと考えておりますが、F O P 決済への適用について、ご意見をお聞かせください。

<主なご意見>

- ・ 国債 F O P (口座振替) 決済にも適用することができる旨をガイドラインに明記することに同意する意見が大多数であった。(意見が明確な会社 11 社中 11 社) (全銀協取りまとめ分 2 社)

<今後の対応方針>

【事務局案】

- ・ 記事欄の取扱いに関する F O P 決済への適用については、現行ガイドライン記載のとおりとする。

(参考) 現行ガイドラインの記載内容

国債 D V P システム記事欄は、D V P 決済に限らず F O P 決済に活用することも可能である。また、信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意により
Ⅱ. 4. (3) の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。

2. 「一般債の振替決済に関するガイドライン」関係

機密	検討事項	内 容
13	当座勘定（同時決済口）の利用について ・ 現「一般債の振替決済に関するガイドライン」には該当項目無し。	・ 新日銀ネットでは、一般債のDVP決済における資金決済について、現行の当座勘定の利用に加えて、当座勘定（同時決済口）の利用が可能となります。当該資金決済において、現行の当座勘定 又は 当座勘定（同時決済口）のいずれを利用するかについては、資金払込先が行う払込依頼の入力時において指定することとなりますが、当該入力時の指定に関し、「一般債の振替決済に関するガイドライン」において、何らかの市場慣行を明記する必要があるとお考えでしょうか。 ・ また、市場慣行を整備する場合、具体的に、どのような市場慣行が必要であるとお考えでしょうか。 ※ 短取研では、当座勘定の利用について、以下の案が提示されている。 「同時決済口保有先は原則同時決済口とする。ただし、当事者間の了解により通常口も不可としない。」

<主なご意見>

- ・ 市場慣行を明記することとし、短取研の案を支持する意見が大多数であった。（意見が明確な会社 13 社中 12 社）（全銀協とりまとめ分：6 社）
- ・ 通常口しか持たない参加者がいる現状では、社内システムに同時決済口か通常口かを判定する口を持たざるを得ない。可能であれば、全参加者が同時決済口を保有し、すべての一般債決済が同時決済口で行われることが望ましいと考える。
- ・ 現状の運用において、当事者間の合意のもとで同時決済口の利用を決定しており、あえてガイドラインへ記載する必要はないと考える。
ただし、ガイドラインへ記載することにより一般債DVP決済における同時決済口の利用促進・定着を図りたいとのことであれば、短取研提示の文案の記載も否定はしない。
- ・ 一般債の振替決済に関するガイドラインにおいて、「同時決済口保有先は、原則同時決済口とする。ただし、当事者間の了解により、通常口も不可としない。」と明記することが望ましい。また、短期社債についても、同様に明記してもらいたい。
- ・ 短取研案に加え、優先度区分（通常・優先）どちらで実施する方針かも、市場ルールとして、外為円や当預取引同様に定義した方がよい。
- ・ 同時決済口で待機した場合、待機取消を資金払込先が実施することで日銀電文を取消可能となる 等、待機取消の運用ルールについて、慣行定義した方がよい（社債不実行以外、待機取消をしない等）。

＜今後の対応方針＞

- ・ 市場慣行を整備することとし、「一般債の振替決済に関するガイドライン」において、以下の市場慣行を整備する。

【事務局案】

- ・ 同時決済口保有先は、原則同時決済口を利用することとする。ただし、当事者間の合意により、通常口を利用することも可能とする。

3. その他の検討事項

① IS020022 電文フォーマットの項目別の利用ルールの設定

<主なご意見>

- ・ IS020022 のフォーマットは項目数が非常に多く、各参加者が独自の仕様によって項目の変更を行った場合、決済関係事務に支障・混乱を来たしかねず、また、システム対応のスコープも決定できない。したがって、項目の使用ルールについて一定のガイドラインの制定が必要と思料する（設定必要項目、設定任意項目、原則設定禁止項目の分別、ルール化）。

<今後の対応方針>

- ・ 現在検討項目として挙げている事項以外に、項目の利用ルールを定める必要がある事項があるのかを確認した上で、必要に応じて、市場慣行を整備する。

② 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」について

<主なご意見>

- ・ 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」で示されているファイルフォーマット上の銘柄コードを現行銘柄コードにするか、ISINコードとするか決める必要がある。また、記事欄の利用方法についても、電文上の記事欄と合わせて検討する必要がある。
- ・ 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」に関する「照合通知データフォーマット(項目定義書)」のデータ設定方法を変更するかどうか(システムの的にネッティングデータを照合させているため)。
- ・ 「照合通知データフォーマット(項目定義書)」のデータ設定方法について、記事欄の利用方法の変更等に伴い設定ルールの変更が必要となる可能性があることから、検討課題に入れてもらいたい。

＜今後の対応方針＞

【事務局案】

- ・「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の「照合通知データフォーマット上の銘柄コードについては、ISIN コードとする。
- ・同フォーマット上の記事欄の利用方法についても、電文上の記事欄の利用方法と併せて検討する。

③ 「国債のネッティングに係る照合通知書」記載の額面金額単位の見直しについて

＜主なご意見＞

- ・「国債のネッティングに係る照合通知書」の仕様の変更が必要（額面欄を「千円」単位から「円」単位に変更）

＜今後の対応方針＞

【事務局案】

- ・国債の最低額面は5万円（個人向け国債は1万円）であることから、特に変更は行わない。

④ 口座種別「参加者分別口：71～79」の利用について

＜主なご意見＞

- ・ルール化するようなものではないが、利用を予定している参加者はどのような利用を想定しているか、システム対応の要否を検討するため可能であれば示してもらいたい。
- ・新日銀ネット稼働後、「口座種別：種別なし」と同様の国債決済口座が複数開設できるようになるが、混乱を避けるため、市場慣行としてどのように運用するかを整備してもらいたい（原則1アカウント1口座が望ましい。）。
- ・種別名なしの口座について複数口座開設が可能になるが、現行においても、売・買の別で種別や口座区分が異なる相手先に対応するために、

決済情報の管理が煩雑になっている。同一取引相手との決済において、異なる種別を利用するニーズについて、カストディや信託銀行等も含め意見収集してもらいたい。ニーズがある場合であっても、決済の都度、異なる種別を利用しない運用をすること等、市場慣行整備要件も含め検討してもらいたい。

- ・新日銀ネット第2段階では、振込参加者が「種別なしの種別」(00)と同様の種別(71～79)を複数利用することが可能となることから、取引相手と自己口座であっても、どの日銀口座を利用するのかを確認する必要がでてくると認識している。可能であれば、現状どおり、各金融機関で他社と取引をする場合は、一つの口座を特定する等のマーケットルールを整備することが望ましいと考える。
例えば、「売りと買いで、日銀口座を分けたい。」、「取引(レポ、現物)によって日銀口座を分けたい。」といった相手先がでてくると、その都度、売買の別や取引内容によって、日銀口座を保持する必要がある、システム改修範囲が大きくなることが想定される。

<今後の対応方針>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・参加者分別口：71～79の利用を予定する参加者に対し、どのような利用を想定しているのかを確認した上で、その内容を可能な範囲で本WGにおいて明示する。 |
|---|

⑤ コアタイム外での決済ルールの整備について

<主なご意見>

- ・コアタイム以降、当日処理終了までの運用について市場慣行を定めるべきか。
- ・コアタイム以外の時間帯に決済する場合の運用ルールの整備が必要と思料する。

＜今後の対応方針＞

- ・新日銀ネットのコアタイム以外の時間帯に関しては、任意での利用となっているため、特に市場慣行を整備する必要はないと考える。

【事務局案】

- ・コアタイム以外の時間帯の利用に関する市場慣行は設けない。

⑥ 記事欄等の改行コード及び使用可能文字について

＜主なご意見＞

- ・システム上の制約により改行コードを入力することが難しいため、記事等の欄に改行を必須とするような市場慣行は避けてもらいたい。
- ・記事欄使用可能文字について、現行では「半角英数カナ」に限定されているところ、新日銀ネットでは「全角ひらがな漢字」も利用可能となるが、開発コストに比較しメリットが限定的であるため、現行同様「半角英数カナ」に限定する方向で検討願いたい。

＜今後の対応方針＞

【事務局案】

- ・検討事項 10「『記事欄』の取扱いの変更について」及び検討事項 11「記事欄のフォーマット（複数分割）の設定（マッピング）について」と併せて検討する。

※ 個別検討会において検討を進め、具体案を作成した上で、改めて、本ワーキングにお諮りすることとしたい。

⑦ フリーの資金振替電文の記事欄等について

<主なご意見>

- ・ 本 WG での検討事項ではなく、全銀協等での扱いとなると考えるが、資金振替電文について先日付入力や記事欄、改行の扱い等ルール化されたものがあれば、本 WG にも展開をお願いしたい。
- ・ 付記電文の受取顧客情報のみは、現状の日銀ネットの許容文字と同じ文字のみ許容としてもらいたい。その他の項目については、日本語・英字のみを許容することとしてもらいたい。

<今後の対応方針>

- ・ 資金振替電文について、先日付入力や記事欄、改行の扱い等ルール化されたものがあれば、本 WG メンバー等に展開する。

以 上

資料 2

新日銀ネット稼動に向けた市場慣行等の検討スケジュール（案）

平成 25 年 9 月
公社債・金融商品部

時 期	内 容
9 月～10 月初旬頃	・ 公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ及び個別テーマ検討会合における検討 ・ 市場慣行案（以下「新ガイドライン案」という。）の作成
10 月中旬頃	・ 公社債分科会で審議（新ガイドライン案のパブリック・コメント実施について）
10 月下旬頃	・ パブリック・コメントの実施（2 週間）
11 月中旬頃	・ 公社債分科会で審議（新ガイドライン案について） ・ 自主規制会議への報告（新ガイドラインの策定） ・ 新ガイドラインの公表
平成 27 年秋～28 年年初	・ 新ガイドラインの施行（新日銀ネット第 2 段階稼動に合わせて実施）

以 上

国債の即時グロス決済に関するガイドライン

平成24年4月23日版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

I. 総 論.....	1
1. 目 的	1
2. 実施時期.....	2
II. 決済の円滑化に関するガイドライン	3
1. 決済金額の小口化	3
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面	3
(2) 上限額面超の取引の処理方法	3
(3) 決済金額小口化の対象外の取引	3
2. カットオフ・タイム等の設定	3
(1) カットオフ・タイムの設定.....	3
(2) リバーサル・タイムの設定.....	3
3. 決済日における市場参加者の行動指針	4
(1) 決済日当日の午前中の行動指針	4
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....	4
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針	5
4. 預り口等の決済の円滑化.....	5
(1) DVP 決済への移行	5
(2) 事務スキームの確認	5
(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用	5
5. 決済円滑化に係る留意事項	6
III. フェイルに関するガイドライン	8
1. フェイルの定義.....	8
2. フェイル解消の誠実努力義務	8
3. フェイルに関するガイドラインの前提	8
4. フェイル・コストに関する考え方	8
5. フェイルチャージの取扱い	9

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い.....	9
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理.....	9
IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	11
1. 標準的なネットティング・スキーム	11
(1) ネットティングの形態	11
(2) 対象となる決済数量	11
(3) 対象となる決済方法	11
(4) 対象となる取引の約定照合時限.....	11
(5) 対象となる取引種別	11
(6) 対象となる国債の保有形態.....	11
(7) 対象となる口座.....	11
(8) ペア付けの方法.....	11
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限.....	12
(10) 資金決済口座の指定.....	12
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング.....	12
3. 事務手続き	13
(1) ペア付け及び順位付けの指図	13
(2) ネットティングの照合通知	13
(3) ネットティングの照合時限	14
(4) 照合通知の送付方法	14
(5) 照合通知の確認方法	14
(6) 異議の通知.....	14
(7) 照合部署	14
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....	14
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて	15

． 総 論

1． 目 的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T+3 から T+2 に短縮することに伴う、相対ネットイング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットイングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2．実施時期

本ガイドラインの実施日は、平成 24 年 4 月 23 日とする。

・ 決済の円滑化に関するガイドライン

1．決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面

1 件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の 1 件当たりの上限額面を 50 億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面 50 億円超の取引を行った場合には、額面 50 億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面 50 億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面 50 億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill 及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2．カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後 2 時とする。

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。

ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の 30 分前から稼働終了時刻までの間

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1 を参照

については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする
(注2)。

3．決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、午前9時以降できるだけ速やかに国債受渡依頼電文の送信を行い、同受渡依頼電文を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、資金受渡依頼電文を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、午前9時以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債受渡依頼電文の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債及び資金の受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼電文を受信した者は速やかに日銀ネットにおいて確認依頼電文を送信し、同確認依頼電文を受信した者は当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。
- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分のすべての決済を終了させることが望ましい。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債あるいは資金の受渡依頼電文を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債受渡依頼電文を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(注2) 平成22年6月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

- ① 市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日のすべての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。
- ② 市場参加者は、DVP 同時担保受払口の利用に当たり、日銀ネット国債系の稼働終了時刻までに同口における国債及び資金の残高をゼロにしなければならない。これに対応するため、リバーサル・タイムにおいては、日本銀行から送信される「銘柄別担保（同時受払）現在高・価額合計通知」を参考に、状況をよく把握して処理するよう留意する。

4. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。

(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用

- ① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債 DVP システムに設けられている記事欄（半角英数カナ 64 文字）を活用することとする^(注3)。

- ② 活用例は次のとおりとする。

- (イ) 金融機関は統一金融機関番号、証券会社は証券会社等標準コード、非居住者はスワフトの BIC コードを使用し、各コード（統一金融機関番号及び証券会社等標準コードは 4 桁の番号、BIC コードは支店コード 3 桁を除いた 8 桁の英字と数字の組み合わせ）の初めに、統一金融機関番号の場合は BA、証券会社等標準コードの場合は SC、非居住者の場合は NR (NON・RESIDENT の NR) の文字を追加して入力する。

(注3) 国債 DVP システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。また、信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意により II. 4. (3) の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

(例) 当該間接参加者等の名称をカタカナで記事欄に入力する。

③ 入力フィールドは次のとおりとする。

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	...	64
入力項目	空欄	空欄	B	B	A	数字	数字	数字	数字	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	O	B	A	数字	数字	数字	数字	数字	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	自由使用欄	
	空欄	空欄		B	N	R	英字	英字	英字	英字	英字	英字	英字又は数字	英字又は数字	空欄	空欄	空欄		空欄	O	N	R	英字	英字	英字	英字	英字	英字	英字又は数字	英字又は数字	空欄		空欄

国債受け方欄

国債渡し方欄

(イ) 左から 1～15 文字目を決済依頼者（国債受け方）欄、16～30 文字目を決済依頼者（国債渡し方）欄として使用する。

(ロ) 国債受け方を表す英字 B（BENEFICIARY の B）を 3 文字目、国債渡し方を表す英字 O（ORDER の O）を 18 文字目に表示し、続けて統一金融機関番号等、決済依頼者を特定するためのコードを表示する。（31 文字目からは、特に使用方法を定めず空欄としておくこと。）。

④ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

5. 決済円滑化に係る留意事項

- 決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。
- 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。
ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。
- 市場参加者は、国債受渡依頼電文の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。
- 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べ

て決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。

．フェイルに関するガイドライン

1．フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2．フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3．フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4．フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5．フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6．カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7．フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこ

とする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1．標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注4)。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）までに約定照合が完了した^(注5) 取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注6)。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

(注4) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

(注5) ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限

ネットティング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットティングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネットティングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記1. に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」を前提としたうえで、上記1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットティング（以下「異額面のペイメント・ネットティング」という。）を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットティング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

① 1対1の異額面のペイメント・ネットティング

1対1の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合のペア付けは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

② 集約方式の異額面のペイメント・ネットティング

集約方式の異額面のペイメント・ネットティングとは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットティングをいう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。
- (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
 - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
- (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
- (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
- (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。

- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。

- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

- (1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

- (2) ネットィングの照合通知

受渡日前営業日の午後4時までには両当事者で合意したネットィング対象取引を照

(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(注8) 例えば、FOP決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、「相対ネットイング照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

(3) ネットイングの照合時限

受渡日前営業日の午後 5 時までに照合を完了する。

(4) 照合通知の送付方法

当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。

(5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

(6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4．事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットイング・スキーム」及び「標準的なネットイング・スキームに準じたネットイング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

(1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。

(2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン』に基づいたネットイング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットイング・スキーム」及び「標準的なネットイング・スキームに準じたネットイング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン』に基づいたネットイング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り

(注9) 具体的な送付方法の例については、「相対ネットイング照合等の実務に関する取扱指針」を参照。

交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング^(注 10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の 1 つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

以 上

(注 10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

(注)	平 1 2.	8. 2 9	制定
	平 1 2. 1 2.	2 6	改正
	平 1 3.	1. 4	施行
	平 1 4.	5. 1 6	改正
	平 1 4.	6. 1 0	施行
	平 1 5. 1 1.	1 4	改正
	平 1 6.	1. 1 9	施行
	平 2 2.	6. 1 1	改正
	平 2 2. 1 1.	1	施行
	平 2 3.	6. 9	改正
	平 2 4.	4. 2 3	施行

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	xxxx
部署名	xxxx
責任者名	xxxx (印)
連絡先	xxxx

国債のネットینگに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「 」、当事者間におけるネットینگに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットینگについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

記

1. ネットینگの概要

ネットینگの方法	ガイドラインの 1. で定める標準的なネットینگ・システム及び事務手続きにより行うネットینگ		
	ガイドラインの 2. (1) 及び (2) で定める標準的なネットینگ・システムに準じた異額面のペイメント・ネットینگ	1 対 1 の異額面のペイメント・ネットینگ	
		集約方式の異額面のペイメント・ネットینگ	
	ガイドラインの 2. (3) で定める標準的なネットینگ・システムに準じたネットینگ		

2. ガイドラインの 2. (3) で定めるネットینگにおける確認事項
(ガイドラインの 2. (3) で定めるネットینگを行わない場合には記載不要)

対象となる決済方法	DVP取引同士の決済のみ		
	FOP取引同士の決済のみ		
	DVP取引同士間、FOP取引同士間及びDVP取引、FOP取引の相互間の決済		
対象となる取引種別	売買(含条件付売買)取引同士、現金担保付貸借取引同士、及び売買(含条件付売買)取引・現金担保付貸借取引の相互間		
	売買(含条件付売買)取引同士間のみ		
	現金担保付貸借取引同士間のみ		
	その他 (例、無担保貸借取引同士間)		
対象となる取引の約定照合時限	受渡日前営業日の約定照合時限の目安 (午後3時30分から午後3時45分) までに約定照合が完了した取引		
	受渡日○○○ (○時) までの約定照合完了分		
	当該約定照合時限の変更に伴い合意した時限を併記		
	ネットینگの通知・取消時限	受渡日○○○ (○時) まで	
	ネットینگの照合時限	受渡日○○○ (○時) まで	
	異議等の連絡時限	受渡日○○○ (○時) まで	

3. 対象となる口座等

別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットینگする	
以下にあげる口座等	

4. 照合通知の送付方法

5. その他補足・追記事項 (ネットینگ 照合通知データに関する依頼事項等)

Y Y Y Y 年 M M 月 D D 日

X X X X X X X X X 御中

会社名	x x x x
部署名	x x x x
責任者名	x x x x (印)
連絡先	x x x x

国債のネットイングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「☐ 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットイングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。
（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

1．資金決済口座

日銀資金決済口座	
1 金融機関名（漢字）	
2 口座名称	
3 口座番号	

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

2．責任者・担当者および連絡先

1 担当部署名	
2 責任者	
3 担当者	
4 T E L（1）	
5 F A X（1）	
6 T E L（2）	
7 F A X（2）	

3．補足事項欄

適宜、利用

<記入例> 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。Webサービス利用等電子データ授受の時は必要事項等を補足事項欄に記載する。

一般債の振替決済に関するガイドライン

平 成 1 8 年 1 月 版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

． 総 論	1
1 ． 目 的	1
2 ． 実施時期	1
． 決済の円滑化に関するガイドライン	2
1 ． 決済金額の小口化	2
(1) 一般債振替システムにおける決済 1 件当たりの上限額面	2
(2) 上限額面超の取引の処理方法	2
(3) 決済金額小口化の対象外の取引	2
2 ． カットオフ・タイム等の設定	2
(1) カットオフ・タイムの設定	2
(2) リバーサル・タイムの設定	2
(3) 一般債振替システムにおける DVP 決済振替申請時限が延長された場合のカット オフ・タイムの運用について	3
3 ． 決済実務に関する市場参加者の行動指針	3
(1) 一般債の決済方法	3
(2) 決済日前営業日までの行動指針	3
(3) 決済日当日の午前中の行動指針	3
(4) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針	3
(5) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針	4
4 ． 決済円滑化に係る留意事項	4
． フェイルに関するガイドライン	5
1 ． フェイルの定義	5
2 ． フェイル解消の誠実努力義務	5
3 ． フェイルに関するガイドラインの前提	5
4 ． フェイル・コストに関する考え方	5
5 ． カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い	5
6 ． フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理	6
． 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	7

【参 考】

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(抜粋)

・二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	8
1．標準的なネットティング・スキーム	8
(1) ネットティングの形態	8
(2) 対象となる決済数量	8
(3) 対象となる決済方法	8
(4) 対象となる取引の約定時限	8
(5) 対象となる取引種別	8
(6) 対象となる国債の保有形態	8
(7) 対象となる口座	8
(8) ペア付けの方法	8
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限	8
(10) 資金決済口座の指定	9
2．標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング	9
3．事務手続き	9
(1) ペア付けの指図	9
(2) ネットティングの照合通知	9
(3) ネットティングの照合時限	9
(4) 照合通知の送付方法	9
(5) 照合通知の確認方法	9
(6) 異議の通知	9
(7) 照合部署	9
4．事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係	10
5．「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて	10

．総 論

1．目 的

証券取引のグローバル化の下、証券市場の国際競争力の基盤たる証券決済システムをより安全で効率性の高いものとするのが喫緊の課題とされている。こうした中、我が国においては、日本銀行が平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済(RTGS)化を実施したほか、株式会社 証券保管振替機構(以下「機構」という。)が、平成 15 年 3 月 31 日に短期社債の振替決済のためのシステムを稼働させた。

また、平成 15 年 1 月 6 日から「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、社債、地方債等のいわゆる一般債についても、「社債等の振替に関する法律」に基づき証券不発行を前提とする振替制度が実現可能となった。これに伴い、機構が、平成 18 年 1 月 10 日より、一般債の振替決済のための「一般債・短期社債振替システム」を稼働させることとなっており、同システムでは機構の決済照合システムの利用を前提として DVP(Delivery Versus Payment)決済を可能としている(以下「一般債・短期社債振替システム」と「決済照合システム」を合わせて「一般債振替システム」という。)

日本証券業協会(以下「本協会」という。)では、今般の法改正及び機構による一般債振替システムの整備を踏まえ、市場関係者が一般債の売買等の取引を行うに際し、機構の一般債振替システムに基づく決済環境下において決済リスクの削減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行を、「一般債の振替決済に関するガイドライン」として取りまとめることとした。

本協会は、一般債の振替決済に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考とされることにより、一般債の取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2．実施時期

本ガイドラインの実施日は、平成 18 年(2006 年)1 月 10 日とする。

・ 決済の円滑化に関するガイドライン

1．決済金額の小口化

(1) 一般債振替システムにおける決済 1 件当たりの上限額面

1 件当たりの決済に必要な一般債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は一般債振替システムにおいて一般債を決済する際の 1 件当たりの上限額面を 50 億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

市場参加者は額面 50 億円超の取引を行った場合には、額面 50 億円を上限に同取引を分割したうえで機構に振替申請を行うものとする。

約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面 50 億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面 50 億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

新規記録（発行）及び抹消（償還、買入消却等）に係る取引

担保の差入れ・返戻に関する取引（質権口、保有口との取引）

2．カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、一般債振替システムの稼動終了時刻の前であって、市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。

市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての振替申請を終了させることとする。

カットオフ・タイムは、午後 3 時とする。

(2) リバーサル・タイムの設定

リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。

リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から一般債振替システムにおける決済日当日の DVP 決済の振替申請時限までの間とする^(注2)。

(注1) フェイルについては、1 を参照。

(注2) 平成 18 年 1 月現在、一般債振替システムにおける決済日当日の DVP 決済の振替申請時限（決済照合システムから口座振替への連動時限）は午後 4 時 20 分である。同時刻以降は、DVP 決済の振替申請の訂正・取消しはできない。ただし、非 DVP 決済での振替は決済照合システム経由の場合は 4 時 50 分、非経由の場合は 5 時まで可能。

(3) 一般債振替システムにおける DVP 決済振替申請時限が延長された場合のカットオフ・タイムの運用について

機構が日本銀行と調整の上、当初のカットオフ・タイムの 15 分前までに DVP 決済の振替申請時限延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の一般債振替システムにおける DVP 決済の振替申請時限の 1 時間前の時刻とする。

機構から、当初のカットオフ・タイムの 15 分前の時刻を過ぎて DVP 決済の振替申請時限延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。

カットオフ・タイム繰り下げ後において、機構から DVP 決済の振替申請時限の再延長が通知されたときのカットオフ・タイムの取扱いは、 に準ずる。

3．決済実務に関する市場参加者の行動指針

(1) 一般債の決済方法

市場参加者は、決済リスク削減の観点から、当事者間で別段の合意がない限り、自己口・顧客口の別にかかわらず、原則として DVP により決済を行うものとする。

市場参加者は、決済日当日の決済を円滑に行うため、約定後、速やかに照合を行うものとする。

市場参加者は、照合処理から振替処理への連動を前提とする環境下で、実質的に振替実行タイミングを制御するという振替申請の一時停止機能の趣旨をよく理解した上で利用し、決済の円滑化に努めるものとする。

また、一時停止機能を利用する際、残高がある場合は、可能な限り速やかに解除申告を行うものとする。

決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理するものとする。

(2) 決済日前営業日までの行動指針

- 一般債の渡し方及び受け方は、資金決済会社を利用する場合には、発行及び振替に係る照合が完了次第、速やかに資金決済情報を資金決済会社へ連絡する^(注3)。

(3) 決済日当日の午前中の行動指針

市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分のすべての決済を終了させることが望ましい。

発行払込みを行う市場参加者は、発行払込み後の決済の円滑化を図るため、午前 9 時以降できるだけ速やかに発行払込みを行うことが望ましい。

(4) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに一般債あるいは資金の振替をするよ

(注3) 資金決済会社のオプションとして、機構から資金決済会社に対して資金決済情報を通知する方法もある。

う依頼する。

カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、一般債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡する。

市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(5) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

- 市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日のすべての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。

4．決済円滑化に係る留意事項

決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい。

．フェイルに関するガイドライン

1．フェイルの定義

一般債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2．フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

3．フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、一般債と資金を同時に決済する DVP 決済が前提となることに留意する。
- (2) フェイルとなった取引を解消する際の決済については、決済照合段階から一般債振替システムに再入力することにより、DVP 決済で行うこととする。
- (3) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (4) 一般債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (5) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4．フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取ることができるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用することができる。
- (3) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする(別紙参照)。

5．カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて、一般債振替システムによる振替口記録が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、一般債振替システムの DVP 決済振替申請時限までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

6. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合^(注4)、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合^(注5) ((3)及び(4)を除く。) 受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

- (3) フェイル状態の解消前に一部償還（最終償還時を除く。）及び利払いが行われた場合において、渡し方が残りの額面「(原約定額面) - (一部償還額面)」を受け方に引き渡せる状態であることを当事者間で確認できたときは、受け方は残りの額面並びに本来受け取るべき一部償還金及び利金相当額（*1）を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、残りの額面並びに一部償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、この受払いをもって当事者間の取引は終了したものとする。

（*1）原約定額面（当該一部償還前の額面）に係る利金相当額

- (4) フェイル状態の解消前に一部償還（最終償還時を除く。）及び利払いが行われた場合において、渡し方が残りの額面を受け方に引き渡せる状態であることを当事者間で確認できないときは、受け方は本来受け取るべき一部償還金及び利金相当額（上記*1）を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券のうち一部償還額面に係る原約定の精算金額（*2）を受け方から受領することを条件として、一部償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

（*2） $(\text{原約定の約定金額}^{(注6)}) \times [(\text{償還前ファクター}) - (\text{償還後ファクター})]$
+ 原約定の経過利子額

なお、この受払いをもって当事者間に残る債権債務は、渡し方については「(原約定額面) - (一部償還額面)」の債券引渡債務となり、受け方は「(原約定精算金額) - (上記*2の一部精算金額)」の代金支払債務となる。

(注4) 一部償還債について、一部償還は発生せず、利払いのみが行われるケースは、この条文が適用される。

(注5) 一部償還債における最終償還を含む。また、予定償還だけでなく、繰上償還のケースにも適用。

(注6) 約定金額とは、「売買単価（裸単価）× 額面 ÷ 100」

．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

市場参加者は、機構の一般債振替システムを活用し、原則として機構における振替とこれに対応する日本銀行での資金決済を連動処理するグロス＝グロス方式により一般債の振替決済を行う。

ただし、当事者間の事前合意を前提として、二者間におけるネットティングを行うことは、決済の円滑化の観点から有効な手段の一つと考えられる。なお、ネットティングは、一般債振替システムにおける約定・決済照合の機能（仕様）を理解し、決済実務におけるフィージビリティを当事者間で十分に確認した上で行う必要がある。

ネットティングの方法としては、以下のようなものが考えられる。

- (1) 当事者間において、ネットティングの利用頻度が高いと認識できる場合、一般債振替システムにおいては約定照合のみ行い、二者間におけるネットティングの具体的取扱いについては、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン（ ．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン）」に準拠して行うものとする。
- (2) 一般債振替システムにおいて決済照合後の取引について事後的にネットティングを行う必要が生じた場合には、当事者間において決済日の前営業日までに事前に電話等で確認の後、一般債振替システムの決済指図データを取消すものとする。これについても、二者間におけるネットティングの具体的取扱いについては、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン（ ．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン）」に準拠して行うものとする。

以 上

（注） 平 1 7 . 4 . 2 7 制定
平 1 8 . 1 . 1 0 施行

「フェイル・コストに関する考え方」
における暫定的な取扱いについて

「 . フェイルに関するガイドライン」の 4 . に記載する「フェイル・コストに関する考え方」は、同項(1)及び(2)でいう経済合理性によりフェイルの発生が十分に抑止されとの検討結果に基づき、取引の円滑化や市場流動性の確保の観点から、市場参加者間で遅延損害金等の授受を行わないことを市場慣行とするものであるが、現状のような異常なまでの低金利下ではこの経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念も否定できない。これは、フェイルに係る決済慣行を検討してきた本旨に合致しないものであるとともに、わが国の一般債市場への同決済慣行の定着に少なからず悪影響を与えることも懸念される。ついては、当分の間、フェイルをされた一般債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている一般債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする。

なお、本費用請求については、一般債振替システム稼働後の一般債の決済状況及び市場環境の変化等を勘案し、「 . フェイルに関するガイドライン」の 4 . に記載する「フェイル・コストに関する考え方」で十分経済合理性が働くと判断されたときに見直すこととする。

以 上

【参 考】

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(抜粋)

・二当事者間におけるネッティングに関するガイドライン

1. 標準的なネッティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注7)。

(1) ネッティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、これらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネッティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする(以下「バイラテラルのペイメント・ネッティング」という。)

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネッティング(以下「ペアオフ」という。)を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の正午までに約定した取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買(現先売買を含む。)取引同士及び貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネッティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の高いものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することに対応する。

(9) 受渡金額が同額である場合のネッティング効力の発生時限

ネッティング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネッティングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネッティングの効力が発生することとする。

^(注7) 国債における本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2．標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング

- (1) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットティング導入を一層容易にするため、上記に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記 1．の(3)～(6)の項目を当事者間の合意によって変更したネットティング（以下「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」という。）を行うことも可能とする^{（注 8）}。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1．の(7)～(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) 「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」における法的有効性については、標準的なネットティング・スキームと同様である。

3．事務手続き

(1) ペア付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペア付けすることとする。

(2) ネットティングの照合通知

受渡日前営業日の正午までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知書（参考様式 1 参照）に記載し、相互に同通知書を送付する。

(3) ネットティングの照合時限

受渡日前営業日の午後 3 時までに照合を完了する。

(4) 照合通知の送付方法

FAX 等を利用する。

(5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

(6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 3 時までに最終的に正しい照合通知書を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

（注 8）例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

4．事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式2参照）及び事前通知書（参考様式3参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。
- (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時クロス決済に関するガイドライン』の『ネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知書に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知書に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知書の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知書の内容が優先するが、当事者間で照合通知書に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5．「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティングに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティング^(注9)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務

^(注9) 例えば、集約方式（各当事者が同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式）によるペイメント・ネットティング、同一銘柄で額面の異なる国債を差引額で決済する方式によるペイメント・ネットティング及びオブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

的な点も考慮しなければならない。

- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の 1 つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。なお、額面の異なる国債を差引額で決済する等の、同一銘柄におけるペアオフ以外の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」に係る法的有効性については、「標準的なネットティング・スキーム」と同様である。

×××××× 御中

会社名	××××
部署名	××××
TEL	××××
FAX	××××
TEL(2)	××××
FAX(2)	××××

国債のネットینگに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「. 二当事者間におけるネットینگに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットینگの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日

貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
金融機関名		金融機関名	
口座名称		口座名称	
口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットینگ明細			原約定明細					
ネットینگ No.	貴社の 支払/受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面(千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面(千円)
1	支払	AA,AAA,AAA	123利付国庫債券	買	DVP	B,BBB,BBB,BBB	YYYY-MM-DD	b,bbb,bbb
				貸	DVP	C,CCC,CCC,CCC	YYYY-MM-DD	C,CCC,CCC
2				取引区分を記載 例) 買...取引先の買 売...取引先の売 貸...取引先の貸付 借...取引先の借入 貸返...取引先の貸付返済 借返...取引先の借入返済				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

<記入例> 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

ＹＹＹＹ年ＭＭ月ＤＤ日

ＸＸＸＸＸＸＸＸＸ 御中

会社名	× × × ×
部署名	× × × ×
責任者名	× × × × (印)
連絡先	× × × ×

国債のネットィングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「 」、二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

記

１．ネットィングの概要

ネットィングの方法		ガイドラインにおける標準的なネットィング・スキーム及び事務手続きにより行うネットィング
		標準的なネットィング・スキームに準ずるネットィング

２．標準的なネットィング・スキームに準ずるネットィングにおける確認事項

(標準的なネットィング・スキームに基づくネットィングを行う場合には以下記載不要)

対象となる決済数量		標準的なネットィング・スキームに基づくペーパ・ワ
		ペーパ・ワ以外を含む (詳細はその他補足・追記事項を参照)
対象となる決済方法		標準的なネットィング・スキームに基づくDVP取引同士の決済のみ
		FOP取引同士の決済のみ
		DVP、FOP取引同士間及びDVP、FOP取引の相互間の決済
対象となる取引種別		標準的なネットィング・スキームに基づく売買(含現先)取引同士、(現金担保付)貸借取引同士、及び売買(含現先)取引・(現金担保付)貸借取引の相互間
		売買(含現先)取引同士間のみ
		(現金担保付)貸借取引同士間のみ
		その他 (例：無担保貸借取引同士間)
対象となる保有形態		標準的なネットィング・スキームに基づく振替国債同士間のみ
		登録国債同士間のみ
		振替国債、登録国債同士間および振替国債、登録国債の相互間
対象となる取引の約定時 限		標準的なネットィング・スキームに基づく受渡日前営業日正午までの約定分
		受渡日○○○(○時)までの約定分
		当該約定時限の変更に伴い合意した時限を併記
		ネットィングの通知・解消時限 受渡日○○○(○時)まで
		ネットィングの照合時限 受渡日○○○(○時)まで
		異議等の連絡時限 受渡日○○○(○時)まで

３．対象となる口座等

	別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットィングする
	以下にあげる口座等

その他補足・追記事項

ＹＹＹＹ年ＭＭ月ＤＤ日

ＸＸＸＸＸＸＸＸＸ 御中

会社名	× × × ×	
部署名	× × × ×	
責任者名	× × × ×	(印)
連絡先	× × × ×	

国債のネットィングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「 ．二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

１．資金決済口座

日銀資金決済口座	
1 金融機関名（漢字）	
2 口座名称	
3 口座番号	

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

２．責任者・担当者および連絡先

1 担当部署名	
2 責任者	
3 担当者	
4 T E L （ １ ）	
5 F A X （ １ ）	
6 T E L （ ２ ）	
7 F A X （ ２ ）	

３．補足事項欄

適宜、利用

< 記入例 > 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。

相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針

1. 総論

(1) 目的

本取扱指針は、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)中の「二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」において定める「バイラテラルのペイメント・ネットティング」(以下「相対ネットティング」という。)について、相対ネットティング照合事務の電子化等の取扱い及び「異額面のペイメント・ネットティング」に関する実務の取扱いを定めることを目的とする。

(2) 対象となる取引

本取扱指針の対象となる国債取引は、ガイドライン 1. (5) に定める取引とする
(注1)。

(3) 相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否

(2) で示す対象取引を活発に行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、これらの取引に係る相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングを行うことが期待される。

相対ネットティング照合事務の電子化等

平成 24 年 4 月実施のガイドラインにおいては、照合通知を受領した後、相対ネットティング照合を完了させるまでの時間が、従来の 3 時間から 1 時間に短縮されている。このため、本取扱指針においては、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、標準化した照合通知の様式(以下「照合通知データフォー

(注1) 証券会社(金融商品取引法に規定する金融商品取引業者)や銀行等におけるリテール向けの国債取引(国債の窓口販売を含む)及び非居住者取引は、対象外である。また、決済代行(銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態)については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、本取扱指針を参考にしつつ、受託者と委託者との間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられる。

マット」という。)及び照合通知データの電子的な授受の方法を定めている。

なお、(2)に定める対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内に相対ネットティング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はない^(注2)。

異額面のペイメント・ネットティング

平成24年4月実施のガイドラインにおいては、異額面のペイメント・ネットティングを「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として位置付けるとともに、の相対ネットティング照合事務の電子化等と同様に、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、ガイドライン2.2にその実施方法を定めている。

ただし、異額面のペイメント・ネットティングの実施は、あくまで当事者間の合意により行うものである。したがって、(2)に定める対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットティングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットティングを実施する必要はない。

2. 照合通知データフォーマットの標準化

ガイドライン3.2に定める照合通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下のからを標準とする。

データ項目

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 照合通知データフォーマットのデータ項目は、別紙1を標準とする。 |
|-----------------------------------|

(記事欄)

- ・データ項目中の「記事欄」は、ガイドライン4.3を参照しつつ、決済の依頼者を特定するための情報を記入する。

(注2) この場合、平成22年11月版ガイドラインに記載されているように、FAX等を利用して照合通知書(参考様式、別紙3参照)を送付することが想定される。

ファイル形式

- 照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・ Excel 形式は、Excel97 から Excel2003 に互換性のある形式 (拡張子が .xls であるもの) を標準とする。
- ・ CSV 形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV 形式は、Web サービスの利用により照合通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して照合通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

- 当事者間で合意した場合には、照合通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 照合通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式 (.zip 形式、.lzh 形式等) やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

ファイル名称

- 照合通知データのファイル名称は、「会社名 (ファイル送信側) + 会社名 (ファイル受信側) + 決済日 (yyyymmdd) + _ < アンダーバー > + 枝番 (任意) 」とする。

- ・ 会社名は、日銀ネット上の「金融機関等コード」4 桁を用いる。
- ・ 原則として、ペアオフ及び異額面のペイメント・ネッティングの照合通知データは 1 つのファイルで送付する。複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) 0975028920120423_001.csv

セキュリティ

- 照合通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標

準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする（以下の例を参照）。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

（パスワードの設定ルールの例）

- ・ パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - 固定パスワード（パスワードの変更を行わない方法）
 - 定期的変更（１カ月単位等で定期的に変更する方法）
 - 日々変更（パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法）
 - 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法）

照合通知データの送受信の頻度

- 照合通知データの送受信は、１日１回とする。

３．照合通知データの電子的な授受の方法

照合通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ Web サービス^{（注３）}
- ・ 電子メール

４．異額面のペイメント・ネットィング

ガイドラインに定める「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、当事者間でガイドライン 4.4. に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要がある。なお、事前確認書を取り交わすことにより、異額面のペイメント・ネットィング

（注３）Web サービスに求める機能等については、別紙４参照。

ィングを行う場合には、「１対１の異額面のペイメント・ネッティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネッティング」のいずれの方法を選択するか、当事者間で事前に確認を行い、合意することとなる。

以　上

照合通知データフォーマット(項目定義書)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットイング後の合計は「1」 ネットイング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振決
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x—x	作成側での自動採番 (同じ番号であれば同一ネットイングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9—9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が”5”、”6”、”9”である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9—9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が”1”、”2”、”9”である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x—x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k—k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	9	数字	—	999999999	日銀銘柄コード(9桁)	◎	111029700	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が”1”であるデータの場合には任意設定。(ブランク8桁セット有無についても任意。ネットイング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	記事欄	—	英数字	—	x—x	通常の決済データにセットしている記事欄をそのまま使用する。 (決済代行を利用している場合も決済代行委託元の情報セット仕様※あり)	対信託取引◎ (それ以外▲)	***現状通り***	決済代行を利用している場合、3～9桁目および18～24桁目へ、決済代行委託元のコードセットなどを行う。(本項、または項番22か項番23への設定を行うなどの方法で、決済代行委託元を特定)
20	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x—x	メッセージ記入欄	▲	ツイカケジョウブン	
21	備考欄	—	英数字カナ	—	x—x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
22	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x—x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の「B」または「O」の部分を除いたものを記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。
23	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x—x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	

【前提】

決済当事者A(信託銀行:日銀ネット上の「金融機関等コード」:1234)と決済当事者B(証券会社:日銀ネット上の「金融機関等コード」:7890)との間の3月10日の決済における相対ネットینگ照合通知の事例。

なお、3月10日受渡の取引は以下の通り(ファンドABCDEFGHI5000000001は信託口、ABCDEFGHI5000000002は信託口のファンド、信託銀行Aは購入時ITCを使用)

A渡しB受けの取引						B渡しA受けの取引					
約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	信託銀行ファンド番号		約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	信託銀行ファンド番号	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,200,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000001	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	ABCDEFGHI5000000001	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,500,000	4,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,000,000	4,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,500,000	3,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,000,000	3,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	900,000,000	ABCDEFGHI5000000001	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,600,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	1,100,000,000	ABCDEFGHI5000000002	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,500,000	1,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001		3月8日	国庫短期証券第165回	4,000,000	4,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002	
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	500,000	600,000,000	ABCDEFGHI5000000001							
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002							
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002							

決済当事者Aー決済当事者Bへ送付するネットینگ通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)
0001	7890	20110310	1	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545690	2	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0002	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545690	4	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0003	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545690	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0004	7890	20110310	1	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545691	2	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0005	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545691	4	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0006	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545691	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0007	7890	20110310	1	1	78900001	78900001	1234001	12340201	60545692	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650						
0008	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340201	60545692	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002				
0009	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545692	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002				
0010	7890	20110310	1	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545703	4	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700		OABCDEFGHI5000000001				
0011	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0012	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0013	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340101	60545703	4	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0014	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545703	3	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0015	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545703	3	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0016	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545703	3	1500	9000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001				
0017	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545703	3	1500	1100000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001	ツイカクショブソ			
0018	7890	20110310	1	1	78900001	78900001	1234001	12340201	60545705	4	1500	1000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650		OABCDEFGHI5000000002				
0019	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340201	60545705	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002				
0020	7890	20110310	2	1	78900001	78900001	1234001	12340001	60545705	3	1500	4000000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002				

決済当事者Bー決済当事者Aへ送付するネットینگ通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元（受方）	決済代行委託元（渡方）
0001	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	1	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0002	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234000	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0003	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	3	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0004	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	1	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0005	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234002	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0006	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	3	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0007	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650						
0008	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234004	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002				
0009	1234	20110310	2	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002				
0010	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0011	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0012	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001				
0013	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	9000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001				
0014	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	1100000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001	サイカクショブソ			
0015	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0016	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0017	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001				
0018	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234102	3	1500	1000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650		OABCDEFGHI5000000002				
0019	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234102	4	1500	4000000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002				
0020	1234	20110310	2	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234102	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002				

照合通知データ作成に係る留意点

Q 1 : 「照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。」との記載がありますが、どちらが望ましいか教えてください。

A : Excel 形式では、取引の当事者間において、セルレベルでフォーマットの統一や Rounding (丸め処理) 等のルール決めが煩雑になります。また、各社システムにおける互換性を踏まえると、CSV 形式を標準として使用することが望ましいと考えられます。

Q 2 : ファイル名称における「枝番」は任意とのことですが、どのような数値を付しても問題ないとの認識でよいでしょうか。

A : 「枝番」がユニークであることを前提に、そのような理解で問題ないと考えます。
なお、古いファイルから新しいファイルにかけて昇順で枝番を付す場合には、取引の当事者において照合通知データの受信を認識しやすいと考えます。

Q 3 : 照合通知データを電子的に授受する場合に、情報セキュリティの確保は重要ですが、Web サービス利用の場合はシステムの情報セキュリティが確保されており、ファイルにパスワードを設定する必要はないという理解でよいでしょうか。

A : その理解で問題ありません。Web サービスを利用する場合には、照合通知データ (圧縮した CSV 形式のファイルを含む。) にパスワードを設定する必要はありません。なお、メールによる授受の場合は、ファイルにパスワードを付与することが標準の取扱いです。

取扱指針 2 . 「セキュリティ」参照

Q 4 : 照合通知データの授受に電子メールを利用する場合には、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。

A : 取引の当事者間で取り決める内容と考えますが、送信者側においてパスワードを設定することを想定しています。なお、取引の当事者間ごとにこのような取決めで

行うことは非常に煩雑な作業になると考えられることから、多くの市場参加者が Web サービスを利用することが望まれます。

Q 5：信託銀行へ照合通知データを送信する場合に、同信託銀行が決済を行っているファンドごとに同データを分割して送信する必要がありますか。

A： 信託銀行が決済を行っている全てのファンドの照合通知データを、まとめて1つのファイルで送信することを想定しています。したがって、ファンドごとに同データを分割して送信する必要はありません。

Q 6：照合通知データを CSV 形式で作成する場合には、文字列を「" "」でくくる必要がありますか。

A： 文字列を含め全ての項目を「" "」でくくることを推奨します。なお、Excel 形式で作成した照合通知データを CSV 形式により保存し直した場合には、文字列が「" "」でくくられなくなることに御留意ください。

Q 7：数値を記入する照合通知データの項目について、その項目の先頭の数値がゼロの場合には、どのように送信するのでしょうか。

A： 「" "」でくくることを推奨します。

Q 8：「桁数」欄が「-」となっている項目は、最大桁数の制限はないとの理解でよいでしょうか。

A： 特段の制限はありませんが、通常実務の範囲内の桁数と考えます。

Q 9：「SEQ」はユニークであれば飛び番号を使用することは可能ですか。

A： そのような理解で問題ないと考えます。

Q10:「明細・合計区分」を設定する場合に留意する点は何ですか。

A: 「合計」行を先に設定し、次に同「合計」の内訳として「明細」行を設定してください。なお、「合計」行の次に異なる取引の「明細」行が混在しないよう御留意ください。

Q11:「保有形態」は、必要な項目でしょうか。

A: 「保有形態」は、事実上、振替債しか存在しない現在では入力不要と思われますが、将来的に新しい管理形態が採用された場合は、円滑な移行が可能となるよう任意項目として設定しています。

Q12:「信託銀行ファンドNO」は、決済照合システムで使用している統一ファンドコードのうち、取引の当事者が付番する個別のファンドコード(最大19桁)を設定することでよいでしょうか。

A: そのような理解で問題ないと考えます。

Q13:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能ですが、文字コードを決める必要はないでしょうか。

A: 文字コードは、SJISを標準といたします。

SJISコード: 日本語文字コードの一つ。Microsoft社によって策定された。文字の1バイト目を見るだけで漢字か半角英数字か分かる等の特長から、パソコンの標準文字コードとして広く普及した。

Q14:「銘柄名称」は合致項目ではないため、取引の当事者ごとに管理している発行会社名のデータが異なる場合でも問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q15:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。一般的に漢字で記載している文字も全てカナ文字で設定しても問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q16:「銘柄名称」等において、漢字以外は全て半角で設定しても問題ないでしょうか。

A: 半角と全角が混在した場合でも問題はありません。

Q17:「メッセージ欄」と「備考欄」について、想定されているセット内容の具体例を教えてください。

A: 例えば、「メッセージ欄」は、追加・修正等を行うために照合通知データを再度、取引相手方に送信する場合の注記として利用できます。また、「備考欄」につきましては、「作成者が必要とする事項について記入」することとしており、自己(作成者)口座における取引である旨を記入することに利用できます。

Q18:「メッセージ欄」を常時空白に設定することは問題ないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q19: WI 取引については、当初約定時と銘柄確定時の2回とも照合通知データを送信する必要があるのでしょうか。また、「メッセージ欄」は当初約定時と銘柄確定時において、どのように設定すればよいでしょうか。

A: 当初約定時に照合通知データを送信し、入札実施が確認された時点で、改めて銘柄、単価等を追加設定した照合通知データを送信することを想定しています。
なお、「メッセージ欄」の設定については、特段のルールはございません。

以 上

×××××× 御中

会社名	××××
部署名	××××
T E L	××××
F A X	××××
T E L (2)	××××
F A X (2)	××××

国債のネットィングに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「」、二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日	貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
	金融機関名		金融機関名	
	口座名称		口座名称	
	口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットィング明細			原約定明細					
ネットィング No.	貴社の 支払 / 受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面(千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面(千円)
1	支払	AA,AAA,AAA	123利付国庫債券	買	D V P	B, BBB, BBB, BBB	YYYY-MM-DD	b, bbb, bbb
				貸	D V P	C, CCC, CCC, CCC	YYYY-MM-DD	C, CCC, CCC
2				取引区分を記載 例) 買...取引先の買 売...取引先の売 貸...取引先の貸付 借...取引先の借入 貸返...取引先の貸付返済 借返...取引先の借入返済				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

< 記入例 > 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

Web サービスに求める機能等

- 以下の項目は、照合通知データの電子的な授受の方法として、市場参加者が Web サービスの利用を検討する際に、効率的に Web サービスの利用の判断が出来るように、同サービスに求める機能やサービス提供事業者との間で確認すべき事項について整理したものである。

は必須機能、○は標準サービスが望ましい機能、●は確認事項

項目	機能・確認事項
(1) Web の ID 運営管理	●Web の ID 等の管理（各社、各社代表者）はどのように行われるか（運営者自体が行うか、ユーザーで社内の権限管理か）^(注)。 （注）ユーザーの利便面では、運営者が ID 付与、各 ID の権限管理を行うほうが望ましい（異動等の場合の変更負荷が軽い）。 ●ファイル、フォルダーの参照権限はだれが管理設定するか（新規、変更等）^(注)。 （注）相手先利用者の変更等を機動的に行なう上では、ユーザーにもファイル、フォルダーの参照権限が付与されることが望ましい（管理規定は必要）。
(2) 情報セキュリティの確保	情報のセキュリティ確保は担保されていること（暗号化技術、外部機関の認証（SAS70 等）等）。 ○たとえば国内における金融機関のシステム安全基準等に適合していること（FISC 等）。
(3) 運営サポート体制	当初、利用開始時の画面設定、参照権限設定等のサポートが適切に行われること。 ●カスタマーサービスによるサポート方法（オンサイト、電話、メールその他） 照会（ID 付与者）に対するカスタマーサポートが適切に行われること。 ●ID、セキュリティ、オペレーション、エラー対応等が直接、サポートされるか。
(4) 運営サポート体制 (続き)	日本語による照会対応が、本邦金融機関の営業日（年末：12 月 30 日まで、年始：1 月 4 日から） 営業時間帯（朝 9 時から 18 時ころ）をカバーしていること。

	●日本語対応の時間帯 ●時間外の緊急対応の場合に日本語対応可能か。 ○海外を含む複数オフィス・拠点の利用可能なこと。 ●サポート時間帯とサポート言語（日本語、英語） ●ユーザーマニュアルは英語、日本語が利用可能か。
（５）提供機能	○データ送信先(相手)がダウンロードやファイル開封した場合の通知機能。 ●送信者が画面で確認できるか。 ○フォルダーへのファイルアップロード機能。 ●オプション利用の場合の追加利用料等。
（６）障害対応	サーバーダウン、回線障害等、障害発生時のサポートや代替策。 ●リカバリーに要する時間はどの程度必要と想定しているか （同一センター内での障害発生の場合、拠点切り替えの場合等、実務影響確認のため） ●過去の障害発生事例はあるか。 ●可用性（例えば99.5%以上）の保証外として想定される事象（0.5%）はどのような事象か。
（７）利用コスト試算	●利用コスト（課金体系）はどのように設定されるか（固定、従量制等）^{（注）}。 （注）Webサービスの利用者全体で、利用データ容量上限管理できないため、利用者の公平性を確保する上で、ID当たりの利用データ容量上限（例えば10MB）設定が望ましい。
（８）その他	事業者がサービス内容の変更（料金変更等）や、停止する場合、事前通知期間（停止の場合は1年前等）が確保されていること。

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、
「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び
「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」
に基づく決済についてのQ & A

平成25年5月15日版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

はじめに	1
Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。	3
Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。	3
Q 3 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。	4
Q 4 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。	4
Q 5 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。	5
Q 6 : なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。	5
Q 7 : 日銀ネット国債DVPシステムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。	6
Q 8 : フェイルとはどういうことですか。	7
Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。	7
Q 10 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。	8
Q 11 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。	8
Q 12 : なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。	9
Q 13 : なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。	10
Q 14 : RTGSにもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。 ...	11
Q 15 : 平成24年4月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドラ イン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。	11

- Q 1 6 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。…………… 1 3
- Q 1 7 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。…………… 1 3
- Q 1 8 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、W e bサービスまたは電子メールが挙げられています。W e bサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。…………… 1 4
- Q 1 9 : W e bサービスはどのようなものを想定していますか。…………… 1 4
- Q 2 0 : 市場参加者は、異額面のペイメント・ネッティングを行う必要がありますか。…………… 1 5
- Q 2 1 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングのやり方を示してください。…………… 1 5
- Q 2 2 : 異額面のペイメント・ネッティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。…………… 1 6
- Q 2 3 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングを行った場合に、国債のネッティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。…………… 1 6
- Q 2 4 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。…………… 1 7
- Q 2 5 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。…………… 1 7
- Q 2 6 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどういうものですか。…………… 1 8
- Q 2 7 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。…………… 1 9

Q 2 8 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。	1 9
Q 2 9 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。	2 0
Q 3 0 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。	2 0
Q 3 1 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。	2 1
Q 3 2 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。	2 1
Q 3 3 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。	2 2
Q 3 4 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。	2 2
Q 3 5 : 5 万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。	2 2
Q 3 6 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。	2 3
Q 3 7 : J G B C C で清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。	2 3
Q 3 8 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。	2 4
Q 3 9 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。	2 4
Q 4 0 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。	2 5

は　じ　め　に

金融取引の急拡大とグローバル化を背景として、各国で決済システムに係るリスク対策の必要性が急速な高まりをみせており、特に証券決済システムに係る決済リスク対策は喫緊の課題となっております。我が国でも平成13年1月4日から日本銀行は日銀ネット国債系システムを即時グロス決済（以下「RTGS」といいます。）に移行させ、グローバル・スタンダードに沿った決済システムとして、円滑かつ迅速な資金・国債の受渡しの履行を可能としました。RTGS化により、日銀ネット上での国債決済において不履行が発生した際のシステム・リスクが削減されるとともに、即時の決済ファイナリティが実現しました。市場参加者にとってはリアルタイムで取引先の決済リスクを管理できるインフラが整備され、国債市場における決済の安定性が向上しました。

この間、本協会では、市場参加者が日銀ネットにおける諸規程を前提に資金・国債の調達負担を軽減し、国債取引に係る決済処理手続きを円滑かつ安定的に行うために遵守すべき市場慣行等を策定すべく、証券会社、銀行、信託銀行、系統上部金融機関及び生命保険会社の各業態からメンバーを選出した「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を行い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を取りまとめ、証券会社等関係者へ提供いたしました。

また、平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループでは、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表しました。これを踏まえ、本協会では、平成22年6月にガイドラインの改正を行い、同年11月1日から実施しました。

平成21年9月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置しました。国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成22年12月に中間報告書を公表したほか、平成23年3月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3（原則として売買約定日から起算して4営業日目の日に受渡し・決済を行うこと）からT+2に短縮すること（以下「アウトライトT+2化」といいます。）に伴う、相対ネットティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットティングの取扱いを取りまとめました。これを踏まえ、本協会では、平成23年6月に、ガイドラインの「Ⅳ．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」について改正を行い、平成24年4月23日から実施しました。

このガイドラインに対する市場参加者の皆様の質問には適宜回答を行ってきており

ますが、ガイドラインの策定や改正の背景、規定の内容等を一層的確に説明することが、円滑かつ安定した決済を行うための一助となると考え、Q & Aを作成しました。

なお、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、新たにフェイルチャージを導入するにあたって、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」を新設したほか、カットオフ・タイムやフェイル慣行を適用するための前提の見直しを行っています。また、平成23年6月には、相対ネッティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネッティングに関する実務の取扱いを定めた「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」を新設しています。これに伴いQ & A項目の大幅な見直しを行いました。

本協会といたしましては、市場参加者の皆様より実務的な観点から寄せられるご意見等に基づき、RTGSに関する市場慣行を今後とも適宜見直すことといたしたいと存じます。

Q 1：決済金額の小口化とはどういうことですか。

A： 決済金額の小口化とは、国債の取引を日銀ネット上で決済する際に1件当たりの上限額面を50億円とする市場慣行です。ただし、額面50億円を超える国債取引を何ら制約するものではありません。

額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定金額と小口化後の日銀ネットにおける決済金額が一致するよう、約定伝票の処理の段階から額面50億円を上限に小口化することとしております。

(ガイドラインⅡ. 1. 「決済金額の小口化」参照)

Q 2：なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。

A： 従来の時点決済と異なり、RTGSでは国債取引が一本一本grossで決済されるため、取引が連鎖しているケースでは国債と資金の残高を確保しながら順を追って決済していくことになります。このため、大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、決済が遅延する恐れがあるほか、日中未決済残高が大きく積み上がる可能性があります。

決済金額の小口化は、1件当たりの決済に必要な資金・国債残高を削減することから、日中の一時的な資金もしくは国債の残高不足によって決済が滞る「すくみ」の解消に非常に有効であると考えられます。さらに、決済金額の小口化はネットィングを容易にする効果もあります。

市場参加者の利便性や実務的な観点から、日本銀行との一部の決済を例外としておりますが、国債のように連鎖の多い取引では、広範な市場参加者が本慣行を遵守することにより、はじめて決済処理の標準化、システム化の進展が図れます。

事務負担等軽減のため、小口化の慣行の例外としたいケースもあると思われますが、上記の趣旨から決済金額小口化の慣行を遵守されますよう、市場参加者の皆様のご理解をお願いいたします。

Q 3 : カットオフ・タイムとはどのようなものですか。

A : カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため市場参加者間で策定した「日銀ネット国債系稼働終了時刻の前に設けた決済の締切時刻」です。

ガイドラインではカットオフ・タイムを午後２時と定めており、市場参加者はカットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとしております。

カットオフ・タイムにおいて、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととします。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送付が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとします。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同Ⅲ. 6. 「カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」参照)

Q 4 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。

A : RTGSでは国債を決済する順序次第で連鎖の状況や未決済残の内容が変化するとともに、「すくみ」等が原因で当日中に決済を完了できないケースも生じます。

このため、当日の決済結果如何により、渡し方から国債を受け取れない場合に受け方が余剰資金を運用したり、市場参加者が日本銀行から受けた日中与信の残高を調整しながら、国債と資金の最終残高を確定するための時間の確保が必要となります。

このような点を踏まえて、市場参加者全員が毎日の決済を円滑に終了するためには、市場参加者間で決済処理完了の目途となるとともに取引当事者間でフェイル状況を認識するための決済締切時刻を設定する必要があるとの結論に至り、カットオフ・タイムを策定いたしました。

カットオフ・タイムが有効に機能するか否かにより当日の市場における決済の進捗度や円滑性に大きな影響が及びますので、市場参加者の皆様に同慣行の遵守についてご理解いただきたいと存じます。

なお、カットオフ・タイムは日本国債と同様にRTGSで決済している米国国債

市場でも導入されている市場慣行です。

(ガイドラインⅡ. 3. 「決済日における市場参加者の行動指針」 参照)

Q 5 : リバーサル・タイムとはどのようなものですか。

A : リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム以前の時点において取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、フェイルが確定した場合の資金や国債の運用、決済の内容に過誤があった場合の訂正等、当日の決済を終了するための作業を行う時間です。一日の決済処理を円滑に終了するため、リバーサル・タイムの有効利用が非常に重要となります。

ガイドラインではリバーサル・タイムを各営業日におけるカットオフ・タイムから日銀ネット国債系稼働終了時刻までの間と定めております。

ただし、決済を円滑に終了させる観点から、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとしします。

また、ガイドラインでは、リバーサル・タイムを利用して当日の決済すべてが無事に終了するよう当事者間で誠実に対応するよう規定しております。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同3. 「決済日における市場参加者の行動指針」 参照)

Q 6 : なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。

A : 平成22年6月のガイドラインの見直しでは、カットオフ・タイムについて、市場参加者がフェイルを前提とした事務処理体制を整備し、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から検討が行われました。この結果、特にこれまでフェイルを受けることがなかった先におけるフェイル確定後の事務処理や余剰資金の運用に配慮し、従来の午後3時30分から午後2時に前倒しすることとなりました。

また、日銀ネット国債系の稼働終了時刻が延長になった場合、従来はカットオフ・タイムも合わせて延長する扱いとしていましたが、この場合にもカットオフ・タイムの延長は行わず、午後2時に固定することとしています。

ただし、緊急時において、公社債市場BCPの枠組みにより、日銀ネット国債系

の稼動終了時刻の延長が行われた場合には、カットオフ・タイムについても延長などの市場慣行の変更推奨が行われる場合があります。

	見直し後のガイドライン (平成 22 年 11 月 1 日以降)	見直し前のガイドライン (平成 22 年 10 月 31 日以前)
午後 2 時	2 時 カットオフ・タイム	
3 時	2 時～4 時 30 分 ^(注) リバーサル・タイム	3 時 30 分 カットオフ・タイム
4 時		3 時 30 分～4 時 30 分 リバーサル・タイム
4 時 30 分	日銀ネット国債系終了	日銀ネット国債系終了

(注) 日銀ネット国債系の稼動終了時刻(午後 4 時 30 分)は、原則的な運行スケジュールによる場合(平成 22 年 6 月現在)。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」参照)

Q 7 : 日銀ネット国債 D V P システムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。

A : 市場参加者相互間のシステム処理を円滑に行う観点から、ガイドラインで定めている入力フィールドの 1 桁目から 3 0 桁目までの活用方法を厳守いただきたいと思います。

同慣行は、預り口等の決済を正確かつ迅速に処理するためには日銀ネット国債 D V P システムに設けられた記事欄の活用方法等の標準化が有効であるとの考え方により、導入されたものです。

また、現状でも取引当事者間において 3 1 桁目以降の自由使用欄を有効に活用されているケースが多々あると伺っておりますが、自由使用欄の活用にあたっては相手方のシステム処理方法等を確認のうえ双方合意の下に活用されますようご留意願います。

(ガイドラインⅡ. 4. 「預り口等の決済の円滑化」参照)

Q 8 : フェイルとはどういうことですか。

A : フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことです。

(ガイドラインⅢ. 1. 「フェイルの定義」 参照)

Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行適用の前提は次のとおりです。

- (1) DVP 決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。)の取引であること(注)
- (2) 売買取引及びレポ取引(条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)であること
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うこと
- (4) フェイルの発生をもって当該取引の解除権を行使しないこと
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は認めないこと
- (6) ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了は当事者間で対応すること

(注) DVP 決済の範囲については、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、平成13年のガイドライン策定後の国債決済に係るオフショア円決済などの国際的な動向や、米国における先行事例などを参考にしつつ、検討が行われた結果、全てのDVP 決済を対象とすることとされました。すなわち、従来の国債と資金を同時に決済する日銀ネットにおけるDVP 決済に加え、取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合をDVP 決済の範囲に含むこととしています。なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含みます。

(ガイドラインⅢ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」 参照)

Q 1 0 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行については、日本国債に係る売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引）を行う全ての市場参加者が遵守することが期待されています。

（ガイドラインⅠ. 1. 「目的」、同Ⅲ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照）

Q 1 1 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。

A : フェイル慣行は、ご存知のように海外主要市場ではすでに確立し、各市場参加者に受け入れられております。これは、R T G S システムの下では、取引の拡大や決済の円滑化、効率化のためにフェイルを許容することが必要であることから、「頻発は避けるべきであるが発生自体は忌避すべきではない」という認識が定着しているためです。

フェイル慣行は時点決済が中心であった我が国債券市場にはシステミック・リスクの観点から導入されず、したがってこれを認める文化もありませんでしたが、ご存知のように平成 1 3 年 1 月 4 日をもって日銀ネットが R T G S 化され、これらの状況が変化しました。

国債の R T G S では、決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ません。そこで、フェイル慣行のもつ経済合理性や効果、グローバル・スタンダード等を勘案した結果、活発な国債取引のさらなる拡大と決済の円滑化、効率化の確保を図るため、我が国でもフェイル慣行の導入は不可欠であるとの結論に至り、国債市場に導入いたしました（注1）。

我が国においてもフェイル慣行の一層の定着を図るためには、各市場参加者がフェイルの発生はやむを得ないという認識を共有し、前向きにフェイル慣行を受け入れることが必要です。

一方で、フェイル慣行を悪用する意図的なフェイルやフェイルの頻発は決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因になるので、今後も抑制するよう適切に対応していきたいと存じます（注2）。

また、フェイル慣行の定着に当たり、フェイル発生時に速やかに帳簿処理するシ

システムや会計処理方法の確立が必要であり、本協会としては明示すべき事項を整備しております。今後も必要に応じて適切に対応していきたいと存じます。

(注1) 日本銀行は平成13年5月29日に「国債市場の流動性と金融調節の透明性を向上するための施策」を公表し、同行とのオペ取引等の決済未了に関するルールを明確化しております。

(注2) 本協会では取引当事者間で解消できない長期的なフェイルを解消する規則として「債券のフェイルの解消に関する規則」を制定しております。また、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等」では、DVP決済でのフェイルに係る取引先リスクウェイトを4日以下は0%とし、その後期間に応じ段階的に増加する旨を規定しており、金融商品取引業者等にフェイルの早期解消を促す効果のある内容となっております。

Q12：なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。

A： フェイルが発生した場合、フェイルの解消時には当事者間で原約定の約定金額(原約定の元本金額と経過利子)を授受することとしており、当事者間で次のような経済的な効果が生じます。

(1) フェイルした国債の渡し方に生じる経済的デメリット

フェイルした国債の渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担するか、もしくは受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子は予定されていた決済日までの額しか受け取ることができない。

(2) フェイルされた受け方に生じる経済的メリット

フェイルされた国債の受け方は、当初予定されていた決済日から実際に債券を受領する日までの経過利子相当額を受け取れるとともに、フェイルにより滞留する手元資金の運用益を享受することができる。

このような経済的な効果は、フェイルの発生を抑制するとともにフェイルを解消するインセンティブとなりうるとの結論に至り、フェイルした先には特別の罰則を課さず、遅延損害金等の授受を行わないこととしております。

しかしながら、低金利下においては、上記でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの頻発といった事態が発生する懸念があります。

このため、従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。

平成22年6月のガイドラインの見直しでは、フェイル慣行の更なる定着を図るにあたって、低金利下におけるフェイルの頻発といった事態を予防又は抑制する観点から、検討が行われました。この結果、暫定的な取扱いに代わるものとして新たにフェイルチャージを導入し、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとしました。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられます。

（ガイドラインⅢ、4.「フェイル・コストに関する考え方」参照）

Q13：なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。

A： 国債取引の決済形態には、DVP決済の他にもFOP決済、現物債授受による決済、保護預りによる決済があり、決済指示の発出方法にも日銀ネットへのオンライン入力によるものや、振替指図書等の書面によるものがあります。したがって、種々の事情により理論的には多様な形態の決済未了が発生し得ます。

本協会では、そのうちのDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提にフェイル慣行を定めております。これは、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能するためには、国債と資金が同一日中に決済されることが前提となるためです（Q8、Q9、Q12参照）。

これに対し、非DVP決済では、国債と資金の決済タイミングが必ずしも同一日中ではないため、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能しない場合が考えられ、また、決済未了になる状態も多様なことから、非DVP決済の決済未了は状況に応じて取引当事者間で対応することが現実的であるとの結論に至り、市場慣行を策定しないこととしました（注）。

（注）金融商品取引業を営む者が決済未了をフェイル慣行に沿って処理する場合、顧客の証券又は金銭等に係る分別管理義務の有無に留意して取り扱う必要がありますので、ご注意ください。

Q 1 4 : R T G S にもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。

A : 国債取引の R T G S のメリットは、一取引ごとに国債と資金を即時に決済する方式のためシステミック・リスクを回避することができることですが、反面、決済に必要とする国債と資金の量が従来の一般処理に比し増大することになります。

このため、市場参加者間で決済量の圧縮など事務効率の向上、資金負担の削減を意図して、二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対立して存在する場合には相殺し、差引額（以下「ネットティング尻」といいます。）決済を行うことを市場慣行化したものです。

ただし、R T G S の本来の趣旨である決済リスクの削減に配慮し、ネットティング尻の決済が完了しない限り、ネットティング対象の個々の取引における債権債務の関係がそのまま存続することになります（こうしたネットティングを、バイラテラルのペイメント・ネットティングといいます。）。

また、投資家を含めた幅広い市場参加者を対象に慣行を定着させるため、同一銘柄、同一額面の国債のネットティング（以下「ペアオフ」といいます。）を標準的なネットティング・スキームとしております。

市場の決済円滑化の観点から、上記の点にご留意のうえ、多くの市場参加者の皆様が幅広くネットティング慣行を活用されますようお願いいたします。

なお、これまで我が国には証券に関するネットティング慣行が存在せず、既存の法律に明文規定が存在しませんので、本協会では法律事務所の「ネットティングに関する意見書」を協会員通知することにより慣行の定着を図っております。

（ガイドラインⅣ. 1. 「標準的なネットティング・スキーム」参照）

Q 1 5 : 平成 2 4 年 4 月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。

A : 平成 2 4 年 4 月 2 3 日（約定分）より、アウトライト T + 2 化が実施されます。その際には、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」で規定されている「バイラテラルのペイメント・ネットティング」（以下「相対ネットティング」といいます。）の照合通知の送付時限が 4 時間繰下げられるほか、相対ネットティングの照合時限が 2 時間繰下げられます。したがって、照合通知を受領した後、相対ネットティング照合を完了させるまでの時間が、従来の 3 時間から 1 時間に短縮

されることとなります。

	アウトライトT+2化実施後 (平成 24 年 4 月 23 日以降)	改正前のガイドライン (平成 24 年 4 月 22 日以前)
照合通知の送付時限	受渡日前営業日の午後 4 時	受渡日前営業日の正午
ネットティングの照合時限	受渡日前営業日の午後 5 時	受渡日前営業日の午後 3 時

このため、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、相対ネットティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。具体的には、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」において、標準化した照合通知データフォーマットや照合通知データの電子的な授受の方法を定めるとともに、「異額面のペイメント・ネットティング」を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」と位置付けたうえで、その実施方法を定めることが適当とされました。

照合通知の具体的な送付タイミングは上表の時限（受渡日前営業日の午後 4 時）が目安となりますが、個別事情により当事者の合意に基づき前倒しすることを制限するものではありません。しかし、ポストトレードの迅速化とともに照合通知の対象に T+1 決済が主流となる G C レポ取引を極力取込む観点からは、上記時限を目安とすることが望まれます。

また、決済代行（銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態）については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」を参考にしつつ、受託者と委託者の間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられます。その際には、必要に応じて、取引の相手方との間でも事務フローを事前に確認することが適当と考えられます。

（ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針 1. (3) 「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照）

Q 1 6 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A : 照合通知データの送受信を行った後、同データの追加・修正等を行う場合には、追加・修正等を加えた1日分全ての照合通知データを、再度、取引相手方に送信することを想定しています。

(相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照)

Q 1 7 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。

A : Q 1 5に記載のとおり、アウトライイトT+2化実施後は、照合通知を受領した後、相対ネッティング照合を完了させるまでの時間が、従来の3時間から1時間に短縮されます。このため、相対ネッティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。

したがって、国債の売買取引（条件付売買取引を含みます。）及び現金担保付貸借取引（以下「対象取引」といいます。）を活発に行う市場参加者は、短時間で相対ネッティング照合を完了させる観点から、標準化された照合通知データフォーマットを用いて、電子的に照合通知データの授受を行うことが期待されます。ただし、対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内に相対ネッティング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はありません。

(ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針1. (3))

「相対ネッティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネッティングの要否」参照)

Q18：「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、Webサービスまたは電子メールが挙げられています。Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。

A： 平成24年4月23日約定分からのアウトライイトT+2化実施後、Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データの電子的な授受が導入されますが、その際には、事務上の混乱が生じないように、利用するサービスまたは電子メールアドレス等電子的な授受の方法の詳細について、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。事前確認書と事前通知書の記載方法としては、事前確認書の「4. 照合通知の送付方法」には、電子的な授受の方法の概要（Webサービスの利用、電子メールの利用等）の大枠を記載した上で、事前通知書において、その電子的な授受の方法の詳細（例えば、利用するWebサービスの名称その他サービス利用に際して当事者間で確認しておくべき事項または電子メールアドレス等）を記載するなどが考えられます。

また、照合通知データについては、ファイル形式、圧縮の有無及びセキュリティ確保の方法につき当事者間で合意すべきとされています。これらの事項についても、事前通知書において記載しておくなどして当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。

なお、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、セキュリティの面で、Webサービスによるデータの授受がより望ましいとの整理が行われています。

（相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針3. 「照合通知データの電子的な授受の方法」、
同2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照）

Q19：Webサービスはどのようなものを想定していますか。

A： Webサービスは、ITベンダーが提供するクラウド型サービス（インターネットを通じITベンダーが用意するサービスの提供を受ける形態）で、現在、契約情報や設計書等を特定の利用者間で交換する手段等で利用されています。いずれも一定のセキュリティが確保され、ID、パスワードで権限が与えられた先のみが、Web画面を通じ特定の情報にアクセスできるものを想定しています。

なお、利用にあたっては、各市場参加者において、こうした機能を提供するIT

ベンダーと個別に具体的な利用方法等について協議の上、契約を行う必要があります。「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の別紙3では、Webサービスを提供するITベンダーに確認することが望ましい事項を示しています。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針別紙3参照)

Q20：市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行う必要がありますか。

A：市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、対象取引を活発に行う市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行うことが期待されます。ただし、異額面のペイメント・ネットティングは、ガイドラインにおいて「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」に位置付けられています。したがって、市場参加者間において、異額面のペイメント・ネットティングを実施する場合には、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要があります。

なお、対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットティングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットティングを実施する必要はありません。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針1.(3)「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照)

Q21：集約方式の異額面のペイメント・ネットティングのやり方を示してください。

A：別紙をご参照ください。

Q 2 2 : 異額面のペイメント・ネットティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。

A : 異額面のペイメント・ネットティングは、①ネットティング尻の決済未履行時には債権債務の関係を原約定のとおり巻き戻す合意を行っていること、及び②国債と資金のネットティング尻の決済の履行によりネットティングが成立すること等については、ペアオフと異なりません。

したがって、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングについて、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。このため、当事者間の合意により集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合には、フェイルの影響を最小化すると同時に、決済の進捗度を高める観点から、当事者間で決済順位について調整しつつ、大口決済と同様にネットティング尻の決済を優先して行なうことが適当と考えられます。

Q 2 3 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。

A : Q 2 1 に記載のとおり、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。市場参加者は、この状態を解消するため、取引相手方の国債の保有状況や未履行となった時間帯等を考慮し、フェイル発生当日（X 日）に、巻き戻された取引をグロス決済とするか、巻き戻された取引の一部を対象に再度ネットティングを行うか等について協議し、フェイルを可能な限り回避することが求められます。

また、翌営業日（X + 1 日）が受渡日となる取引を対象に、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、受渡日前営業日（X 日）の午後 4 時までに照合通知を送付する必要があり、相対ネットティング照合事務を円滑に行う観点からは、当該ネットティング対象取引に X 日にフェイルとなった取引は含めないことが適当と考えられます。

なお、当事者間の合意があれば、フェイルを早期に解消する観点などから、翌営業日（X + 1 日）が予定されている受渡日となる取引と X 日にフェイルとなった取引との間でネットティングを行うことも妨げられませんが、この場合には事務上の混乱が生じないよう、ネットティング対象取引について当事者間で慎重に確認を行うも

のとします。

Q 2 4 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。

A : 受渡日前日の決済金額照合については個別に行なわれているものであり、今回の標準化検討の対象外としています。しかしながら、円滑な決済を確保する観点からは効率的なポストトレード事務が求められるところであり、各市場参加者においてペーパーレス化、電子的処理推進の検討が望まれるところです。なお、将来（2015年以降）、（株）証券保管振替機構の決済照合システムと日銀ネットとの接続の実現のほか、アウトライイトT+1化（国債の売買（アウトライイト）取引における標準的な決済期間をT+2からT+1に短縮すること）の検討による見直しも期待されます。

Q 2 5 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。

A : フェイルチャージの導入にあたって、法的には、取引当事者間の合意が成立する必要があります。事前通知の送付は、取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、取引当事者間の合意が成立したとみなすうえで重要な手続きであることから、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨されます。

なお、フェイルチャージの導入にあたって、取引相手方の署名・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事前通知の送付の方法によらず、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂などの方法により、フェイルチャージを導入することも可能です。ただし、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、取引当事者間での追加的な契約の締結等に係る事務負担を考慮し、標準的な方法として、事前通知の送付が推奨されています。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 2. 「事前通知」参照）

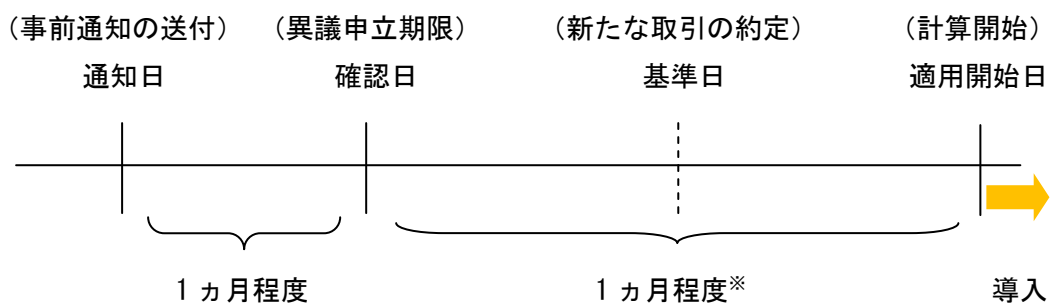
Q 2 6 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知難型における確認日、基準日、適用開始日とはどのようなものですか。

A : 本協会が策定している事前通知の難型では、フェイルチャージ慣行の適用に対する取引相手方の異議申立期限を「確認日」、「確認日」の翌営業日以降に新たな取引を約定した日を「基準日」、フェイルチャージ慣行が適用される日を「適用開始日」としており、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、「適用開始日」以降のフェイル期間に対してフェイルチャージ慣行が適用されます。

また、事前通知の送付にあたっては、事前通知書上の通知日から「確認日」まで、及び「確認日」から「適用開始日」まで、各々、1ヵ月程度の期間を設けることが推奨されます。

当初導入日以降に新たな取引先と取引を行う場合には、基本的には、取引の約定や取引に係る基本契約書の締結にあたって、その時点の市場慣行に則って事務を行うことが当事者間で合意されていると考えられることから、特段の手続きを経ることなく、フェイルチャージを導入することが可能です。ただし、取引時の混乱を回避する観点から、事前通知の送付などの方法により、フェイルチャージの導入や適用開始日について、当事者間の合意成立を確認するといった対応も考えられます。

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの手続き)



※この間に新たな取引の約定がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行を適用。

Q 2 7 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。

A : 個別取引明細書等（コンファメーション）における通知は、当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示することにより、請求の法的根拠を補強するものです。当該通知によって、取引当事者間で、事前通知等に基づきフェイルチャージの請求について取引当事者間の合意が成立した取引であることの確認を行うことが可能です。

「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージの請求に関する取引当事者間の混乱を回避する観点から、個別取引明細書等において当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを示す文言を追加記載することを推奨しています。

ただし、「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」の締結などにより、個別取引明細書等の送付を行っていない場合には、個別取引明細書等における通知（フェイルチャージ適用に関する追加記載）を省略できるものとします。また、追加記載に係るシステム対応など当該通知に係る実務的な負担が重い場合においても、取引当事者間でフェイルチャージの導入に関する合意の成立や対象となる取引の範囲について十分に確認を行うことにより、当該通知を省略することも例外的な取扱いとしてよいものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 3. 「個別取引明細書等における通知」参照）

Q 2 8 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。

A : フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとします。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

具体的には、フェイルチャージの対象となる取引毎に日々のフェイルチャージの金額を計算し、計算の結果、端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てたうえで取引毎のフェイルチャージの金額を計算します。その後、取引毎のフェイルチャージの金額について1ヵ月分を合計した金額を請求するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」参照）

Q29：フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。

A：日本銀行の金融政策運営における政策金利は、平成22年6月現在、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」です。なお、当該誘導目標がレンジで示されている場合には、その下限が参照レートとなります。また、政策金利について、「X%前後」、「概ねX%」で推移するよう促すといった場合には、当該「X%」を参照レートとします。

日本銀行の金融政策運営における政策金利については、毎回の金融政策決定会合後に公表される、直近の金融市場調節方針に関する公表文（「当面の金融政策運営について」、<http://www.boj.or.jp/>）をご確認ください。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ.1.「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

※ 網掛け部分は、平成25年5月15日付で「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が改正されたことから、現在、適用されません。

Q30：フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。

A：フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、フェイルチャージの計算を行うものとします。

また、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとします。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ.1.「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

※ 網掛け部分は、平成25年5月15日付で「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が改正されたことから、現在、適用されません。

Q 3 1 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。

A : フェイルチャージの計算における「受渡金額」には、債券貸借取引においては、貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額を含むものとします。条件付売買取引においては、現先利息を含むものとします。また、利含みでない条件付売買取引において取引期間中に支払われた利息は「受渡金額」には含めないものとします。

なお、当該「受渡金額」は、多くの市場参加者において、取引のエンド時（貸借取引の返済時及び条件付売買取引のエンド取引時）にDVP決済される金額について、上記の取扱いとしていることを踏まえたものです。

Q 3 2 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。

A : フェイルチャージの請求にあたっては、フェイルした渡し方や、フェイルされた受け方、フェイルとなった取引、フェイルチャージの金額について特定可能な情報を記載する必要があります。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・フェイルした渡し方及びフェイルされた受け方の社名
- ・フェイルとなった債券（銘柄や受渡金額等）
- ・フェイルの発生日及び解消日
- ・フェイル時の各日付における参照レート（注）
- ・取引毎のフェイルチャージ金額（注）
- ・フェイルチャージの総額

（注）フェイルが計算対象月の前月から継続している場合又は計算対象月の翌月まで継続している場合は、当該計算対象月中の取引毎のフェイルチャージ金額及びフェイル時の各日付における参照レートを記載。

Q 3 3 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。

A: フェイルチャージの請求は、日本国債の取引に関する約定当事者間において、フェイルされた受け方が、フェイルした渡し方に対して行うものとします。この点、約定当事者には、信託銀行が有価証券運用信託において信託勘定の有価証券を運用する場合なども含まれると考えられます。

なお、非居住者取引や信託取引など、事務の代理を行う複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないように、フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引当事者間で確認を行うことが推奨されます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」(1)「請求者・請求先」、
同(5)「連絡先の確認」参照)

Q 3 4 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。

A: フェイルが連鎖している場合やループの際にも、あくまで個々の取引がフェイルチャージ請求の対象となり、各々のフェイルについて、フェイルチャージを請求することとなります。ただし、取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネッティングすることができます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (2)「ネッティング」参照)

Q 3 5 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。

A: フェイルチャージの請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとします。当該請求に対する受払い時において、事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとします。したがっ

て、月間合計での受払い金額が5万円未満の場合について、受払いの省略が可能となります。

なお、この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができますが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、当該受払いをネッティングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとします。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」、同Ⅳ. (3) 「受払い金額の下限」参照)

Q 3 6 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。

A : フェイルチャージの受払いが、請求を行った月の月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議することとします。

なお、フェイルチャージの支払いが遅延した場合の取扱いとして、取引当事者間で取扱いを協議し、合意した場合には、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとしています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (5) 「支払いが遅延した場合の取扱い」参照)

Q 3 7 : J G B C Cで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。

A : J G B C Cで清算される取引におけるフェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いは、原則としてガイドラインや「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める市場慣行に則って、J G B C Cが別途定めることとなります。

Q 3 8 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。

A: ガイドライン及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」は国債取引を対象としており、国債以外の一般債等については、現在、市場慣行の見直しを行う予定はなく、フェイルチャージは適用されません。しかしながら、一般債等については、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等においてフェイル慣行が定められており、今後の決済状況や市場環境の変化等によっては、見直しが行われることも考えられます。

なお、平成22年7月より、本協会では、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行い、これまでの空売り規制に加えて、空レポ規制（注）を導入していますが、当該規則については、国債以外の一般債等にも適用されます。

（注）本協会ホームページに掲載されている「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」（2010年4月20日）p. 7 脚注2をご参照ください。

Q 3 9 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。

A: 多くの市場参加者が取扱指針（「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」）に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、取扱指針に沿った取扱いを行うことが期待されますが、当事者間の合意があれば、これ以外の取扱いを行うことが妨げられるものではありません。

なお、ガイドラインや取扱指針は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありません。

Q 4 0 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。

A: フェイルチャージの会計や税務の取扱いは、個社の事情により様々なケースが考えられることから、取扱指針においては、統一的な取扱いを定めませんこととします。

なお、日証協会員等における会計処理方法については、日本証券業協会「国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例」をご参照ください。

フェイルチャージの税務上の取扱いについては、基本的には各市場参加者が個別に確認することとします。

集約方式の異額面のペイメント・ネットティングの実施方法

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 2. (2) に定める集約方式の異額面のペイメント・ネットティングは、次の手順により行います。

以下では、国債の渡し方及び国債の受け方となっている取引の具体例を次のとおりとします。また、取引①～⑮は、全て同一銘柄の取引です。

【具体例】

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
①	50 億円	52 億円	⑩	50 億円	50 億円
②	50 億円	51 億円	⑪	50 億円	49 億円
③	30 億円	31 億円	⑫	45 億円	46 億円
④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	36 億円
⑤	5 億円	6 億円	⑭	10 億円	9 億円
⑥	50 億円	49 億円	⑮	10 億円	11 億円
⑦	15 億円	14 億円			
⑧	25 億円	26 億円			
⑨	25 億円	24 億円			

- まず、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 1. (8) に基づき、ペアオフの対象となる取引について、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行います。

(ペアオフの対象となる取引)

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
①	50 億円	52 億円	⑩	50 億円	50 億円
②	50 億円	51 億円	⑪	50 億円	49 億円

(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注)。

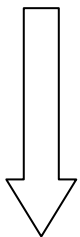
(注) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(ペアオフの対象とならなかった取引)

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
③	30 億円	31 億円	⑫	45 億円	44 億円
④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
⑤	5 億円	6 億円	⑭	10 億円	9 億円
⑥	50 億円	49 億円	⑮	10 億円	11 億円
⑦	15 億円	14 億円			
⑧	25 億円	26 億円			
⑨	25 億円	24 億円			



引渡総額 (額面)	190 億円
--------------	--------



受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

- 国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額（額面）と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額（額面）を算出します。ここでは、引渡総額（額面）が 190 億円、受取総額（額面）が 100 億円です。

- (d) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
- (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することに対応する。

- 受取総額よりも引渡総額の方が大きいため、国債の渡し方となっている全ての取引（取引③～⑨）を、ガイドラインに定める手順に従って、順位付けします。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50 億円	49 億円	⑫	45 億円	44 億円
2	④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
3	③	30 億円	31 億円	⑭	10 億円	9 億円
4	⑧	25 億円	26 億円	⑮	10 億円	11 億円
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			

引渡総額 (額面)	190 億円
--------------	--------

受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

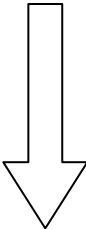
(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。

- 国債の渡し方となっている取引を、順位付けの高い取引から、受取総額 100 億円を超えるまで、取引の額面金額を集計します。
- ここでは、取引⑥、④及び③（順位 1 から 3 まで）を集計すると、集計した額面金額（120 億円）が受取総額（100 億円）を超えることとなります。
- 当該集計の完了は「超えるまで」が条件ですので、引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額と集計金額が一致した状況は集計完了ではありません（次の順位で集計完了になります）。
- 引渡総額と受取総額が同金額となる場合は（ニ）参照。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50 億円	49 億円	⑫	45 億円	44 億円
2	④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
3	③	30 億円	31 億円	⑭	10 億円	9 億円
4	⑧	25 億円	26 億円	⑮	10 億円	11 億円
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			



集計した 額面金額	120 億円
--------------	--------

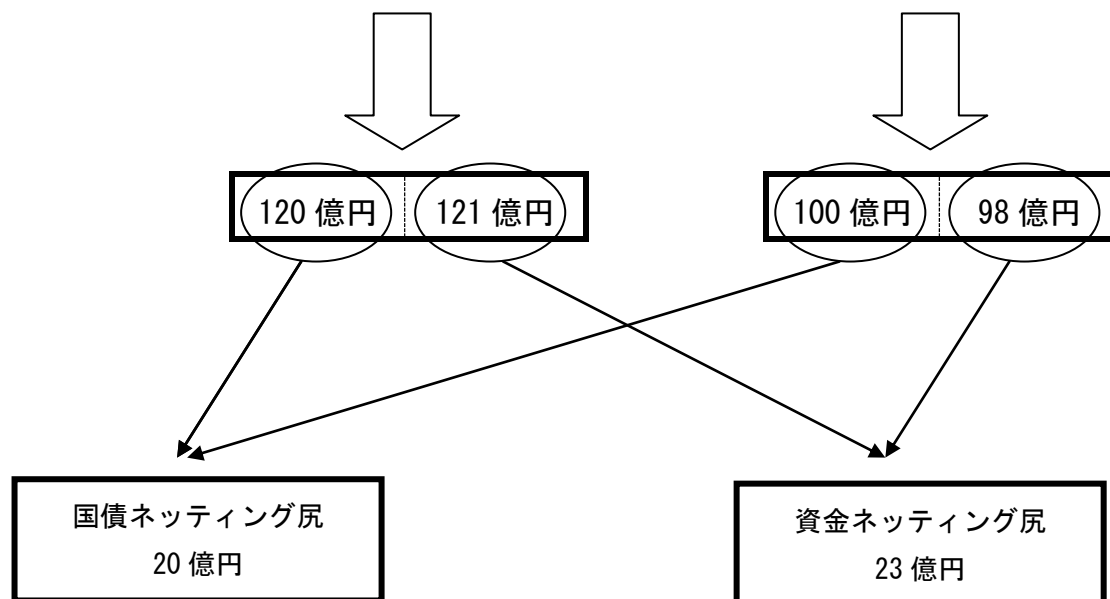


受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

(二) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットティングを行う。

- 取引⑥、④、③及び取引⑫～⑮を対象に、異額面のペイメント・ネットティングを行い、ネットティング尻を決済することとなります。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50 億円	49 億円	⑫	45 億円	44 億円
2	④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
3	③	30 億円	31 億円	⑭	10 億円	9 億円
				⑮	10 億円	11 億円



- ここでは、国債の渡し方となっている取引について、ネットティング尻（国債が20億円、資金が23億円）の決済を行うこととなります。
- なお、引渡総額と受取総額が一致する場合は、両側の取引すべてを異額面の

ペイメント・ネットティングの対象とします（資金決済のみが行われる）。

(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引は、
グロス決済とする。

- 異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引⑧、⑨、⑦及び⑤
は、グロス決済とします。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
4	⑧	25 億円	26 億円			
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			

以 上